

御宿町告示第 27 号

平成 22 年御宿町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 22 年 6 月 10 日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1 . 期 日 平成 22 年 6 月 17 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

平成22年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年6月17日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第 4号 指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 8号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 9号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 請願第 2号 地上デジタル放送への移行に伴う受信状況調査の実施及び情報提供に関する請願書
- 日程第 16 請願第 5号 一般県道上布施勝浦線の整備促進に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1号 発議第1号 地上デジタル放送への移行に伴う受信状況調査の実施及び情報提供に関する意見書の提出について

追加日程第2号 発議第2号 一般県道上布施勝浦線の整備促進に関する意見書の提出について

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主任主事	市東秀一君
------	--------	------	-------

開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（新井 明君） 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

なお、先立ちまして、貝塚議員より発言を求められておりますので、開会前に許可いたします。

10番（貝塚嘉軼君） おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言皆様に御礼を申し上げたいと思います。

というのは、4月13日に腱鞘板剥離という病名におきまして、肩の手術を行いました。その際に、皆さんから過分なるお見舞い等をいただきまして、非常に心強く思い、また大変励みにもなって今日までその治療に専念してまいりました。

おかげさまをもちまして、大分よくなりまして、見てのとおり、全然上がらなかったのがここまで上がるようになりまして、また、こちらもこのように上がりまして、先生や経験者の話ですと、6カ月ぐらいはかかりますよという話で、1日おきのリハビリに励んでおるところでございます。

その節は、本当に遠いところを町長さん初め、また議員の皆さんもお見舞いいただきまして、ありがとうございました。これからも頑張りますので、ひとつよろしく願います。本当にありがとうございました。

議長（新井 明君） 傍聴人に申し上げます。

本日は、傍聴席が混雑いたしますので、けがのないように注意してください。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名をいたします。1番、松崎啓二君、2番、白鳥時忠君にお願いをいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

諸般の報告について

議長（新井 明君） 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

町長（石田義廣君） 本日ここに平成22年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会にご提案いたします案件は、繰越明許費繰越計算書のご報告と教育委員の人事案件1件、町が加入する特別地方公共団体規約の一部改正に伴う協議2件、公の施設における指定管理者の指定1件、職員の育児休業等に関する条例を含め条例改正案2件、補正予算案3件の計10議案をご審議いただくことといたしましたが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成22年第1回定例会においてご議決いただきました、平成21年度御宿町一般会計補正予算第11号及び第12号の繰越明許費を別添繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものです。

議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてでございますが、本年6月30日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、佐藤和己氏の再任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、本年3月23日をもって千葉県市町村総合事務組合の組織団体であります、印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことにより、組合の組織団体の数の減少及び本組規約の改正について協議するものです。

議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する印旛郡印旛村及び同郡本埜村が本年3月23日に廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数が減少したため、広域連合の議会議員定数の改正について協議するものです。

議案第4号 指定管理者の指定についてでございますが、本案は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、御宿駅前観光案内所の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例における育児休業に関する事項について、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成21年中の国民健康保険加入者所得の状況等を踏まえ、税率や軽減税額等を改定するものです。

なお、本案につきましては、去る6月3日開催の国保運営協議会において、協議、承認をいただいておりますことを申し添えます。

議案第7号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)でございますが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出ともに333万6,000円を追加し、補正後の予算総額を9億8,624万9,000円とするものです。

補正の理由は、非自発的失業者に対する高額療養費等所得区分変更に対応するためのシステム開発委託料の増額、後期高齢者支援金及び老人保健拠出金の確定に伴う増額です。

なお、本案につきましても、国保運営協議会において、協議、承認をいただいておりますことを申し添えます。

議案第8号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算案(第1号)でございますが、今回提案いたします補正予算案は、歳入歳出ともに8,000円を追加し、補正後の予算総額を7億1,006万9,000円とさせていただくものです。

補正内容は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金に不足が生じたために追加をお願いするものです。

議案第9号 平成22年度御宿町一般会計補正予算案(第1号)でございますが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに2,960万円を追加し、補正後の予算総額を29億5,960万円とするものです。

主な内容は、緊急雇用対策関連事業や一部事務組合に対する子ども手当の負担金等について補正を行っております。補正財源といたしましては、県支出金などのほか、平成21年度からの純繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

4月28日に御宿町観光協会の総会において、御宿町観光協会の解散について外4議案、その後開催されました一般社団法人御宿町観光協会通常社員総会では、役員を選任のほか2議案がともに可決されました。

4月30日には、町消防団活性化委員会が開催され、活性化計画の策定スケジュールを確認いたしました。

5月14日には岩和田青年館で、16日には町公民館と上布施コミュニティセンターにおいて、住民懇談会を開催いたしました。町からは、22年度予算概要のご説明と旧岩和田小学校施設の今後の活用方法などをお示しいたしました。岩和田地区では、子宮頸がんの予防接種や災害時の要支援者対策など、御宿地区では町のホスピタリティー向上のための河川浄化の必要性など、布施地区では、広域ごみ処理施設の状況と不法投棄対策、地域ボランティアの活用方法などさまざまなご意見をいただきました。今後、この貴重なご意見を施策に反映していきたいと

考えます。

18日には、国保国吉病院組合議会の臨時会が招集され、監査委員の選任と補正予算について原案可決いたしました。19日には、県庁において市町村長会議が開催され、知事による主要施策の説明と意見交換が行われました。20日には、町国際交流協会の総会が開催され、21年度決算、22年度予算のほか役員改選など6議案が原案のとおり可決されました。24日には、千葉県総合事務組合理約の一部改正に伴う夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が招集されました。

28日には県町村会定例会、29日には前在京メキシコ大使館一等書記官が、日墨交流ゆかりの場所であります大宮神社にて結婚式を挙げました。

6月1日には夷隅環境衛生組合議会臨時会が招集され、千葉県総合事務組合理約の一部改正に伴う協議のほか、補正予算など5議案が提案され、すべて原案可決となりました。

2日には、第43回千葉県消防協会夷隅支部消防操法大会に町を代表して出場する第4分団の激励会が行われ、職業を持ちながら日々練習に励む操法要員を初め、分団員に対し消防団長とともにねぎらいとさらなる士気高揚のため、激励の訓示を行いました。

3日には、国保運営協議会が開催され、本日もご提案申し上げます国保関連2議案を審議、ご承認いただきました。

4日には、町老人クラブ連合会主催による高齢者スポーツ大会が開催され、さわやかな天候の中、皆さんお元気に協議に励んでおられました。同日、町づくり推進委員会の初会合を開催し、設置趣旨を初め今後の委員会の運営方法などをご説明申し上げます。

7日には、本年度第1回教育施設建設委員会が開催され、御宿中学校屋内運動場、柔剣道場の建設並びに屋外運動場について、検討協議がなされました。

8日には、野沢委員会及び海と山の子交流実行委員会が開催され、7月28日から30日にかけての海山交流が決定いたしました。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明及び諸般の報告を終わります。

議長（新井 明君） 以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（新井 明君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いをいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

石井芳清君

議長（新井 明君） 発言を許します。

5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

それでは、通告に従いまして、本日は5点、町長の政治姿勢について、未来を感じる町づくりについて、校庭や園庭の芝生化の具体化について、口蹄疫対策について、国民健康保険の税額と広域化構想などについて、町の考え方をただしてまいりたいと存じます。

それでは、まず最初に、町長の政治姿勢についてお伺いをしたいと思います。

先般、アメリカで行われましたNPT、核不拡散条約再検討会議が行われたわけでありまして、この核不拡散条約におきましては、2000年、2005年とこの間行われておるわけですが、2000年の再検討会議では、明確な約束が再確認をされておったわけでありまして、2005年、アメリカによります対応の中で合意ならずという経過があったというふうに理解をしております。そして、今年であります、今年につきましては本町、御宿町議会からもこの推進に対する決議が上げられたところでもございます。

また、この会議に際しまして、我が党、日本共産党は、志位委員長を代表とする訪米団を派遣いたしまして、NPT再検討会議への働きかけをNGO組織とともに行ったところでもございます。

さて、この今回の2010年度の再検討会議でございますが、大きくは核兵器のない世界を達成することの目標に、完全に合致する政策をとるといふことの共通の理念が図られたことは、画期的だといふふうに考えております。御宿町も平成9年に非核平和御宿町宣言を行っている町でございます。この最終文書に対して、町長としての評価について伺いたいというふうに思っています。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） NPT再検討会議の最終文書に関する評価についてということでございますが、本年5月3日から28日までニューヨークで開催されました核不拡散条約再検討会議は、今回はオバマ米大統領の核軍縮路線もありまして、全会一致で最終文書の採択に至ったことは報道により承知いたしております。何分、安全保障にかかわる国際会議であることから、国家間の利害が対立し、条約の批准を取りつけることは容易なものではないことは言うまでもないであり、10年ぶりの再検討会議での文書採択により深刻な危機は回避された形になりましたので、一定の評価に値するものと考えております。

核不拡散というような国際的な事柄を一国内の地方公共団体の長が云々することは限界もあり、差し控えさせていただきますが、核廃絶につきましては、平和市長会議への参加を通じて、私も微力ながら平和な世界の実現に努めております。この平和市長会議は、市長代表団を構成して同会議に参加し、各国政府代表などに被爆地の声を伝え、核兵器廃絶に向けて早急に取り組むことを要請いたしております。

いずれにいたしましても、核兵器は再び人類の上に使用されることがないように、各国の明確な合意を強く願うものでございます。

5番（石井芳清君） ありがとうございます。

平和市長会議にも参加して行動されているというようなお話も伺ったところでございますが、先ほど私が紹介させていただきました非核平和御宿町宣言、たしか平成9年に制定されたということでございますが、これにつきましては、この間の日西墨交流400周年記念、これもやはり平和の中で行われると、またそうした趣旨のものであるということも理解をしているわけではございますが、非核につきましては、町としてもそうした施策を個々にとっておくこともたくさんあるかと私は思います。御宿町につきましても、今後は具体的な行動をさらに広げていく必要がある、また非核、また平和についての啓蒙も含めてそうした施策を町も具体的にっていくことが肝要だろうというふうに思うのですが、基本的にこれに関する町長の見解を伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今申し上げました、平和市長会議に加盟いたしましたのが今年の2月1日をもって承認されております。そういうことで、平和な世界の実現、また核兵器廃絶することを年に1から2回の広島ないしは長崎での会議がございますので、公務も多くございますが、可能な範囲で参加できれば参加していきたいと考えているところでございます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それでは、次に移りたいと思います。

先般、町長は町政懇談会を開催されたというふうに聞いておりますが、まず、その町政懇談会についてどういう中身だったのか、簡単にその内容について伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） これにつきましては、6月の議員協議会でご説明をさせていただくこととなっておりますので、ごく概略だけをご説明させていただきます。

今回の住民懇談会につきましては、2日間、3会場におきまして開催をしております。5月14日が岩和田青年館、参加者は24名でございました。また、5月16日につきましては、午前中を公民館大会議室におきましては参加者が11名、また上布施消防団詰所につきましては、住民16名の方が参加をされております。会場につきましては、上布施コミュニティセンターで行いました。主な概要につきましては、町長の諸般の報告の中でご説明をしたとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

私も何カ所か参加をさせていただいたところでありますが、その中で幾つか町の施策について具体的にお伺いをしたいと思います。

ひとつ私、公民館で参加させていただいたのですが、そのときに浜地区にお住まいの方のご発言がありまして、これは、私は大変大切な中身ではないかなというふうに感じたところでございます。その方がおっしゃるには、御宿町は観光ということをメインに施策をとっておられるという中で、観光というのならば、その足元である河川、この浄化をやはりきちんとしていくことが大切ではないかと、このような趣旨でのご発言があったというふうに理解をしております。

私も、これは非常に大事ななと。やはり伊豆でありますとか、観光での先進地に行きますと、非常にきれいな川があるというのが実態であります。やはり外から見えた方もそうですし、住民の住環境といたしましても、この河川の浄化ということは、私はやはり大事な問題ではないかなというふうに思うわけであります。

これまでも町としては、公共下水道、また合併浄化槽等施策計画を公表していただいているところでございます。また、過去幾つか、いわゆるEM菌と申しましたか、そういうものを使って実証実験をされて、大変大きな効果があったというような報告もいただいているところでございますが、町としても今度、河川の浄化、これはやはり本格的に対応していくことが必要だろうというふうに考えるわけですが、住環境を守る、そしてまた観光客に対してもき

ちんと対応をとるといふようなことの中で、この河川の浄化対策について、町としてはどういふふうを考えているのか、また具体的行動があればお聞かせいただきたいといふふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） ご存知のように、河川につきましては、雨水、生活雑排水、汚水等、人の生活に欠かすことのできない受け皿としての役割を有していると認識しております。また、御宿町の主要な河川につきましては、9本ございます。そのうち直接、海に流入しているものは、2級河川清水川を含めて6本ございます。

河川の汚染の原因につきましては、適正に処理されていない雑排水等が河川に流れ込んでいることが主な要因と考えられます。

町は、平成21年度に県の汚水処理構想の見直しに伴いまして、御宿町汚水適正処理構想を見直しましたが、旧御宿地区等の公共下水道施設設置につきましては、長期的な計画となっております。

現状では、合併浄化槽設置を推進するため、補助制度の継続、あるいは既存浄化槽の定期的な保守点検、町民清掃日を活用した地区住民との協働による河川清掃等を含めた水質汚濁の防止等の必要性について町民に周知し、河川水質浄化に対する啓発活動を実施したいと考えております。

また、河川の水質汚濁につきましては、注視しながら関係機関と連絡を密にした対応を行ってまいりたいと考えております。

5番（石井芳清君） 基本的な施策について伺ったかといふふうに思います。

1つ、今おっしゃられた汚濁防止の中での計画で、先般の議会でも例えば漁業従事者による海の管理といひますか、そういうような質問もあったかといふふうに思うわけでありませうけれども、合併浄化槽、例えば都市下水道、合併浄化槽がたとえ管理されたとしても、私は、では100%それで河川が昔のような、本当に子供たちが釣りしたり泳いだりといふような河川が戻るか、御宿町としてはミヤコタナゴというものもおるわけでありませうけれども、こういうミヤコタナゴが本当に昔は、久保か須賀あたりの清水川でもよく見られたといふふうに伺っております。そうした河川を取り戻すということは一つの目標、また、最近の中ではゲンジボタルも、町内の一部区域でたくさん見られるようになったと伺っております。これも地域の皆様のご努力でそうしたものが復活してきたといふことは、多分ご理解いただいていることだろうといふふうに思うわけでありませう。

今後、こうしたものをさらに形としていく、行政上、今おっしゃったような計画、住民会議では大きな計画になるんですけれども、本当にふだんの生活、暮らしの中でどういうふうに位置づけるかということが大事だというふうに私は思うんです。

それで、先ほどお話ししましたEM菌なんですけど、その後、今日は簡単な資料を持ってきてございますが、愛知県工業技術センター、こちらで開発した愛媛AI-2ということなんですけれども、EM菌というのは、内容を公開されていないということで私も若干の不安を持っておるわけでありましてけれども、これについては、この材料が納豆、ヨーグルト、ドライイースト、塩・砂糖、水道水ということで、これを攪拌して35度程度の温度で培養すると。使い方は、ここに示してあるのは浄化槽、台所、洗濯・浴槽、生ごみの処理の利用ということで、堆肥化したものにおいて、腐敗にEM菌と同様の効果があるというようなことで、これはしるべき公共の団体が開発したものでございます。一般に使うのは無料ということのようでございますので、こうしたものを利用していくということが一つあるのではないかと。

それで、今日、先ほど町長から諸般の報告の中で、町づくり推進委員会と、この第1回がもう開かれたというようなお話も伺ったところでございますが、そうした町長がご力説されております協働の町づくり、この中でそうした作業部会をやられて、観光の一番の根幹だと思うんですよね。先般も海を見ていて、小川議員がそういう問題をお話しされておりましたけれども、私はこの里山に住む、要するに川、これを守っていくと、この環境を改善するということやはり非常に大事なことだと。そういう中で、私たちこの中山間地域においては、お米だとか野菜、こうしたものの付加価値がプラスされてくるんだろうなというふうにも理解しているわけでありまして。

ですから、見える環境、ごみも当然そうでありましてけれども、それとともにこの水環境、これもいわゆるハードウェアですよね、浄化槽とかそういうもの以外からもふだんの生活、暮らしからやはりそういうものを、きちんと町としても方向性を示して進めていく。それから、学校教育、これもこの間、例えば子供のアースレンジャーと申しましたか、そういう団体の中において川の水質検査、こういうことを学習の中で取り組まれたというふうにも聞いております。

そういうことも踏まえて、桜も大事だろうなとは思いますが、水質浄化の中でまず水質検査、これを一定期間やっていくと、また場所も増やしていくと。それとともに、具体的な施策、先ほど私がお話ししたような内容、こうしたものをぜひ取り入れていただいて、ゲンジボタルが舞う、そしてミヤコタナゴが住む、そういう河川環境を再び、この御宿町に取り戻していただきたいというふうに私は思うわけでありましてけれども、その辺の具体的対応

について、これは推進委員会ですから、町長にまず一言、答弁いただいたほうがよろしいでしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） いろいろご指摘をいただいておりますが、いずれも非常に重要な課題であると考えております。

河川環境の改善、水質浄化が海浜環境の改善につながっていくことは確かでございますが、先ほどちょっと課長の答弁の中にもございましたが、まず河川の関係の清掃を年に一、二回、今、町民の皆さんが町民清掃ということで区内清掃をやっていただいておりますが、年に一度か二度、その区内清掃を河川に向けていただいて、河川の状況の把握とともにこれだけやはり水質が汚れているんだということをぜひ見ていただいて、改善に少しでも協力いただけたらなと思います。

それと、以前もかなり、10年ほど前でございますが、各家庭の台所に三角コーナーを設置して、SS等、COD、BODの除去を少しずつ行っていました。その辺も実験的にまた啓発として行っていきたいと考えております。議員ご提案の愛媛AI-2ということでございますが、これについても、研究はさせていただきたいと思っております。

やはり河川の水質をよくするというのが、即、海浜環境の改善につながりますので、この辺は実行の中で皆さんのご意見を伺いながら、よくしていきたいと。

以上です。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 先ほど言われました微生物の関係につきましては、過去にEM菌、カキ殻の設置等を行った経緯がございます。また、こういう自然環境にやさしいと言われております培養液の活用について、また引き続き検討していきたいというふうには考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

河川の例えば掃除についても、清水川流域で過去、住民の方が自発的にされておりましたけれども、年齢の関係でございませうか、ちょっと理由は定かではありませんが、その後、今はやられておらないというふうに認識しております。県の清水川の親水公園化計画も私から見れば途中でとまってしまったのかなと。最終的な公民館のところは、形としては終えていただいたわけでありませうけれども、まだ水質浄化までは至っていないというふうにも思うわけでありませう。

簡単に申しますと、今後はやはり持続的に進んでいくということを念頭に置いて、事業化していただくことを要望として申し上げさせていただきます。

次に移ります。

町政懇談会の中で、いわゆる保険外適用を含めた対応をとっていただくということで、ヒブワクチン、具体的には子宮頸がんの補助というふうなお話があったというふうにも承っております。わけでありましたが、こうした保険外適用についての町の助成についての基本的な考え方、またこれらの具体的な内容についての今後の対応について伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） ヒブワクチンにつきましては、髄膜炎に効果があると言われていたワクチンでございます。予防接種法では、任意の取り扱いというふうになっております。このためにワクチンの効果についても法的な見解は発表されておられません。同様にご質問の中にございました子宮頸がんのワクチン、こちらにつきましても、現在は法令外という取り扱いということになっております。

子宮頸がんは、女性のがんでございまして、ヒトパピローマウイルスというウイルスによって起こるがんのようでございます。報道によりまして、ワクチンの接種によりまして、発症率を70%軽減できるというような言われ方をされておりますが、国や県としましては、まだ明確な回答は出していないというのが現状でございます。ワクチンの予防接種につきましては、10代前半の女子に半年間で3回接種する必要があるようでございます。費用といたしましては、6万円前後の費用がかかるというふうに言われております。

今後につきましては、外国では不慮の事故も発生しているというような情報もございしますので、また、10代前半の女子ということになりますと、小学校の女子児童ということになりますので、ワクチンによる影響が一生を左右するということも当然考えられるわけでございます。今後につきまして、そういったものを勘案しながら、予防接種法に基づく他の予防接種と国や県の動向、あるいはほかの市町村の動向を見ながら、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

ただ、安全性が確保された場合は、既に町が単独で行っております肺炎球菌やインフルエンザというような補助と同様に、補助といったものも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

5番（石井芳清君） わかりました。

いわゆるワクチン接種によるリスク、これもまだ確定がされていないというところが一番大きなネックであるということは理解をいたしました。

今後、こうしたことも研究が鋭意進みまして解決するやに思いますので、そうした場合、一刻も早く対応いただきますようお願いを申し上げたいと思います。これも大きないわゆる定住化、若者に住んでいただく大きな条件の一つになるというふうに私も理解をしております。

それと、最後に町政懇談会について、今後についてはどういったような、今後もこうしたことを続けられるのか。それともまた少し、今回は例えば執行部の皆さん数名ということの参加だったようです。それで十分に質疑応答もできていたのかなというふうに思うんですが、これについての考えがあれば伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 石井議員さんには、懇談会によくご出席いただきまして、いろいろ町民の皆さんのご意見を聞いていただいておりますが、前にもご意見ございましたように、町民の皆さんの出席がちょっと少ないと感じています。開催するにあたり、できるだけ多くの皆さんにご出席いただいて、多くのいろいろなご意見を伺いたいというのが趣旨でございますので、その辺を検討しまして、年に最低1回のこういった懇談会を開催いたしますが、できるだけ多く出席していただくための手段を考えていきたいと思います。

5番（石井芳清君） 協働の町づくりのベースに、私は一つにはなるのではないかと。逆に町長みずからおっしゃられましたけれども、その参加が少ないというのは、やはり今、ご自身から問題提起もされておりますけれども、何らかのまだその点がきちんと対応できていない、住民側もそれについて100%受けとめ切れない部分というのは私も存在するのではないかなというふうに思います。いずれにしましても、これから町づくり、住民の皆さんとともに歩むということは大切な問題であろうと私も認識しておりますし、また、そうした中でそうした提言もさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

未来を感じる町づくりについて、幾つか伺いたいと思います。

大きく地デジと光通信、これを本町は同時進行で今年中には両方とも整備されると、この間も報告を伺っているわけでありませう。

まず最初に、地デジでありますけれども、これもこの間、御宿町は共聴組合という中での整備になるかというふうに思っていたわけでありませうけれども、しかし、ご承知のとおり、共聴組合は非常に高齢化が進みまして、役員の皆さんもこの管理が大変だというようなお話もあり

ました。夜、夜中になって仕事から帰ってきてテレビを見ようと思ったら、テレビが全く映らないということで2時、3時にクレームの電話が入るとというのが日常茶飯事であるというようなことも随分前に伺ったところでございます。

それから、この調査研究の中で御宿町に町内にある共同施設、これを整備するよりも、基地局でいわゆる電波を整備するほうが放送事業者側のほうも負担が低いということも判明しました。それから、当時の井上町長初め、関係各団体も毎日のように陳情に上がっていただいて、いろいろな場所に対応をとっていただいたという中で、全国的には珍しく御宿町は基地局による整備というのが確定したところでございます。それも御宿に一番近いところ、設置にあたってはいろいろ問題もあったというふうにも伺っておりますけれども、御宿町にとっては放送の公共性、あまねく放送を提供するという趣旨、その中でたしか一番最初の説明会の中でも住民の方が、なぜ東京と御宿とで違いが発生するのかと、おかしくありませんかということを経済省の方におっしゃっていたのを私も今もはっきりと覚えているわけであります。

そういう面では、今度の基地局というのは、いわゆる東京と全く同じ状況で放送を受信することができるというふうに私は理解しているわけでありますが、今度のいすみ局の工事が間もなく入ろうというふうに思うわけでありますけれども、その施設概要、それがどういうふうに左右するのかについて簡単に説明をいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今回、御宿に隣接する大原地区にいすみ中継局が設置されます。これは11月までに試験電波を出して、12月から供用開始するというところでございまして、これができることによりまして、御宿町、また旧大原町の大半がカバーできるということをおっしゃっております。

ただ、地形によって山の陰になってしまうとか、そういうところについては保証できないという問題がまだ残っております。これについては、御宿台、大原台の住宅地の一番高いところ、住宅地から9メートル盛り上がっています給水塔のわきに建物と合わせて20メートル、住宅地から給水塔までは約9メートルでございますので、一番高いところで30メートルぐらいの高さ、そこに電波を発信する中継局ができるという説明を聞いております。

5番（石井芳清君） 先般の広報の内容と同じ程度でございまして、もう少し詳しい説明をしていただきたかったんですが。

1つは、私が聞いておるところで反論があれば反論していただきたいのですが、今度のいすみ局の出力なんです、1ワットというふうに言われております。それで、近隣ですと

なんですかね、ちなみに私ごとで恐縮ですが、一般質問しようと思ったら、母のテレビが壊れまして、急遽地上デジタル対応テレビを購入したわけでありまして、それで見えるものかなと思ってみたら、お仕事でやったんですけれども、現在、私の自宅、新宿地先なんですけれども、真常寺と のちょうど間に私の自宅があります。そこで、比較的小高いところなんですけれども、多分、大多喜局がほとんど受信できております。多分、岩和田方面は今、勝浦局からなんですけれども、見えているというようなお話も伺っておりますけれども、私の地域だと非常に珍しいのではないかなと思っております。ちなみに、大多喜局というのは3ワットだということで伺っております。相当遠いわけですね、実際に見えるわけでもありませんから。ですから、そういう面ではかなりカバーできるのではないかなと思います。

ここに関東広域地上デジタル放送推進協議会というチラシを今日持ってきてございます。この中で、これは3月の時点なんですけれども、いすみ局が正式にマーキングされております。先ほど課長おっしゃられた、正式に決定されたというのはこの内容だと思うんですけれども。これをわかりやすいように、ちょっと大きくしてまいりました。こんなふうになります。先ほど課長おっしゃりました8割、このグリーンというのが、すみません、わからない。いすみ局の受信範囲、1ワットだとおよそ3キロメートル以内ということが一般的に言われているというふうに伺っております。

そうすると、今もお話ししましたけれども、いわゆる記念塔から 、記念塔の手前の扇町あたりはちょっと難しいでしょうか、これだと白くなっていますから、ちょっと難しいのかなと。それから、浜の奥ですか、漁港施設より上のあたりからヤギヤマあたりにかけて、それから実谷、七本、立山地域がちょっと白くなっていますので、受信の範囲でないというようなことが言われております。

それから、ここでもう一つ、私、違うのは、今説明いただかなかったんですけれども、共聴ですとテレビの受信機だけでしか見れないわけなんですけれども、基地局ですと、通常こうした仕組みはワンセグという簡易テレビ、この放送も同時に行っております。ですから、例えば私のこの携帯電話なんですけれども、これもそういうワンセグが入る、そういう移動端末でございます。こうした携帯電話に限らず、非常に数千円程度で簡易型のテレビで、地上デジタル、ワンセグが受信できるものも販売されておるようでございます。

そうしますと、町内どこにおいても、当然家庭の中においてもキッチンで料理をしながらテレビを見たり、居間に行ったり、外の炎天下で盆栽とかそういう土いじりをしながら見たりと。それから、これは平常時のことなんですけれども、災害時もこうしたものを持ち出せば、音声だけ

ではなくてテレビそのもので今の災害状況、刻々と変わる雨や台風の状況、そうしたものが被災地、またそこに避難をしている途中でもそういう情報が刻々とリアルタイムで入手できるという特質を御宿は兼ね備えることができたというふうに思うのです。

何を言いたいかという、こういう表に電波がきちんと出ていますので、通常、テレビの設置などにつきましても、いわゆる魚の骨のようなアンテナがございます。これは八木アンテナと言うんだそうですけれども、これで景観の問題もあるようでございますけれども、今、室内の簡易型のアンテナ、それからちょっと今日は持ってきてございますから、壁に設置するこうした四角いものですね。これは軒先にぺたっとつければ、要するに窓から出して、窓のところにくっつけてもいいわけですけれども、こうしたもので非常に安定的に受信できると。それで、アナログ放送と違うというのを私も実際に見てわかったんですけれども、アナログはやはりノイズが入ったり、強い電波のところでも二重、三重に画像がよくぶれたりしますね。それから、この地域は飛行機が飛ぶんですね。よく映像が切れたりします。ところが、デジタルはそういうことは一切ないんですね。一定以上の信号があれば、もう非常にきれいに画像が見えると、テレビが受信できるというようになってございます。ですから、その信号の強さだけ確保できればいいということが大変デジタルの特徴だと思うんです。

ですから、こうした地上デジタルテレビの特質というものをやはり、私自身もよくわかっていなかったんですけれども、住民の皆さんもまだまだよく理解されていないと思うんですね。そうしたことをきちんとやはり皆さんに知っていただいて、行政の皆さんが町長を先頭に努力していただいたと。そして、こういう東京と全く同じ環境をつくり上げることができたと。その中で、今後どういうふうに、そうしたデジタルテレビも含めたものを政策誘導していくのかということが大変大事になってくるのではないかなというふうに思います。

1つは、先ほど示されました8割以外のところですね。つまり2割の地域、ここにどういう処置ができるのか。個々あると思うんですけれども、例えば今、衛星放送のBSデジタルのハイチャンネルですね、いわゆる13チャンネル以上で既に難視聴区域向けの地上デジタルと同じ放送がされております。それから、当然、共聴システムがありますから、共聴システムを改修する方向、これについても当然あるかと思うんですね。

それからもう一つ、これは次の質問になるんですけれども、光通信ですね。これを使った光テレビ、こういうような対応もあるというふうに思うわけでありまして、御宿町は個々そういうものがすべてとれるのかどうかということがまず第一点です。それについての対応協議をどういうふうにされてくるのか、本日、御宿台から陳情も出ているというふうにも伺って

おりますけれども、それについて基本的なとれる対応を伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 石井議員の資料を使ったご説明にもありましたように、いすみ中継局ができますと、中継局から直視できた場合、3キロまでの地点では屋上に、住宅の上にアンテナを立てるのではなくて、屋外アンテナでも、テレビが映るという説明を聞いております。これについては、2月26日に共聴組合の皆さん、また各区長さんお集まりいただいて、中継局ができるということと今後の対応についてNHKの説明を聞いております。この中で、すべて受信できる共聴組合については施設をアナログ放送終了後撤去していくということと、それと、すべてが見えない組合については、施設を改修すると。部分的に見えないところについては、それを残していくということになっております。この改修工事、一組合につきましては、大体改修する場合は150から200万円程度かかるということで、そのうち組合の負担が70万円、かかっても80万円ということで説明を受けております。

現在、アナログテレビ向けの地上デジタルチューナー、これも安いものでは5,000円を切っており、アンテナのほうもいろいろあるのですが、安いものは1万円台から地デジ用のアンテナが発売されていると。テレビについても、かなり安くなってきているという状況であります。この中で、2月また4月に広報で住民の皆さんにご説明したのですが、先ほどお話もありますように、岩和田地区につきましては、NHKの調査の中では、やはり標高の高いところはいすみ局から受けるんですが、その先、小波月付近、また保育所のある付近や扇町の一部についてはやはり難聴になってしまうと。受信できたとしても安定的に受信できないということで、勝浦からの電波を受けまして、共聴施設を改修するという説明会が5月、6月に行われておりまして、その方向で改修するということを決めし住民の皆さんにも回覧を回すということでございます。

ただ、ほかの地域については、いすみ局から受けますので、11月の試験電波が出ないと、やはりこれについてはわからないと。NHK共聴につきましては、速やかに試験電波を出した後にはNHKが調査すると。そして対応を各共聴組合に説明するというところであります。

それと、今、ご質問の中にもございましたように、中継局につきましては、放送事業者が運営しますので、共聴施設と違いまして、建設、運用、維持には経費がかからないということと、非常災害時に備えて非常用の電源装置を設置しておりますので、台風、落雷、災害等につきましても、安定して電波を送ることが可能であるということでもあります。

また、町内の一部地域には、夏場に画像が乱れるという状況が発生していると聞いておりま

すが、中継局からの電波受信の場合は、この問題も解消されると。また、中継局設置によりまして、先ほどお話がございましたが、携帯電話、ポータブルテレビなど、いわゆるワンセグというサービスが受信できるということになっております。

また、アンテナや共聴施設を利用しても受信できない世帯、これにつきましては当面、通信衛星放送を利用しまして受信いただく制度がございます。これにつきましても、国と放送事業者が調査し対応することになっておりますが、衛星放送からの電波は5年という期限がございますので、その間に別の方法を考えていくという説明を受けております。

また、御宿町は、本年度で光ブロードバンドを全地域に整備いたしますので、この中のサービスで光テレビというものがございまして、選択の一つとして、受信できない場合はこれを利用することもできるということでございます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

すべての方法をとることが技術的には御宿においても可能だということに理解をいたしました。

そうしますと、次に、NHK受信料免除世帯の地デジチューナーの配布、それからエコポイントとかさまざまな優遇制度も現実にあるわけでありましてけれども、これについて、本町での対応について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 免除世帯ということでございますが、こちらは、生活保護世帯が35世帯ございますので、こちらにつきましては、簡易チューナーの無償給付ということで、昨年度末に第1回目の申請の依頼がございました。こちらにつきましては、町のお知らせ版を使いまして広報活動をしたわけでございます。期限が7月2日というのは第2回目の申請の締め切りということでございますが、こちらにつきましては、総務省の地デジチューナー支援実施センターが申請制で行っているところでございます。

生活保護世帯につきましては、5月の保護費をお渡しするときに、国がこの内容につきましてはパンフレットを発行しておりますので、こちらのパンフレットをお配りさせていただいております。

また、記入がふなれな方もいらっしゃると思いますので、こちらにつきましては、担当者に相談するように説明してございます。申請件数につきましては、テレビのない方もいらっしゃいますし、センターに直接申請ということになってございますので、正確な数字は把握しておりません。

以上でございます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

かなり記入においては丁寧な対応をとっていただくべきかなというふうに理解をしております。これは、多分1部いただいた、この申請書でよろしいわけですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

5番（石井芳清君） わかりました。

ただ、私が今回、母がテレビを変えたことで大変一つ問題だなと思ったのは、ご承知のように地デジということで高機能型のテレビ、そしてボタンを数えますと二段階になっていて、約60個ボタンがありました。それで、最初に私、母がボタンを押したら、三つしか映らないと怒ってくるんですね。なぜかなと思ったら、地デジというのはデジタル信号が来ますから、それをデコードしてテレビに映すために時間が必要なんですね。ですから、この間起こった緊急放送、約1秒間、数秒間、この初期利用に対応できないということで大きな問題にもなっているのは一つあるわけですが、そのテレビが映る前に次のチャンネルに変えてしまったということで、本来、もう千葉テレビはつながっているんですか、見えるはずなのが三つしか見れなかったと。それから、ちょっと間違えてボタンを押してしまうと、真っ黒になったり何か文字がぱっと出たりしてしまうんですね。それをどうやったら戻せるかということもわからないわけです。

ですから、確かにハードウェア的にはそういう施設といいますか、テレビの受像機だとかチューナーとか買い求めることはできて、これまでは必要な人が買ったわけです。今後、ちょうど来年ですか、もう1年に差し迫ったわけですが、来年買う方は、必要じゃなくても、もう法律上電波は来ないわけですから、今までの普通のテレビをつけても何も映らないですね、ザーといっただけで、多分。ですから、もう迫られてデジタルテレビに変えざるを得ないと。そうなった場合に、そうした操作が非常に煩雑で難しいというのが実態だろうと思うんですね。これは、行政が直接やるというわけではないんですけれども、本当であれば電気屋さんとかそういう事業所が、例えばそういう地上デジタルであれば、推進協議会だとかという形で相談活動をやっていただくのが一番ベストなのかなというのは、中身がちょっとやはり電気で専門的でございますので、だれでも対応できる内容にはなっていないというのが実態ですが、ただ、そうした地デジ、これから来年7月に向けまして、現実的にアナログ地上波となるという中で、一般新聞等でも多分パニックが起きるのではないというふうに言われておるわけでありまして。これに対する対応、これもやはり町としては考えていかなければならないかな

というふうに思います。いわゆるこの地デジテレビのサポーターというんですか、そんなのが民間の中でできれば、私は一番ベストかなというふうに思うんですけども、施策展開としては、これはどちらが対応するのでしょうか。町としての対応について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今のご質問のとおり、やはりそういうケースがあらわれるのではないかと、認識しております。先ほど申しましたように、地デジ対応のテレビの価格が大分安くなってきておりますので、今後、購入される方もますます多くなっていくという中で、今までのテレビに比べていろいろな機能がついておりますので、その操作を間違えますと、なれない場合、復旧に手間どると。特にご高齢の方で、まだなれない方が操作を誤った場合、困ってしまうのではないかと思います。わかる家族がいない場合には、まずは購入した電気店に相談されると思いますが、通販やまた量販店で購入した場合等については、なかなかそうもいかない場合もあると思いますので、今後、町内の電気店の皆さんに、自分の店で売ったテレビでない場合でも、そういう場合は相談に乗っていただきたいという協力をお願いしてまいりたいと考えてございます。

また、そのほか関係課と、また社協を含めて町としてどういう対応ができるか、協議してまいりたいと考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

高齢者が多く住む町でありますし、また、その中でも独居が多い町でもございますので、その辺の細かな対応をとっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの例えば放送局ができて、中継基地ができて、アンテナで受信できると。3キロ圏内はほぼ簡単なアンテナで受信できるのではないかなというふうに私は思うんですね。そうした中で、引き続き共聴組合を残していきたいと。これは個々ですから自由ではあると思うわけでありましてけれども、例えば久保から新町、須賀周囲、ここの一帯というのはもう真っすぐ見えるわけでございますので、それについては非常に簡易型のアンテナで充分受信できると。そういうところでもし共聴組合を残されても、最終的には役員さん以外の方はほとんど直接受信に切りかえられるのではないかなと。そのほうがさまざまな待遇が受けられるということと、その間の運営経費の負担というのも、今日、国保の審議もありますけれども、ほとんど年金生活が多い中で、やはり少しでも負担を軽くしていくとか、経費を下げていくというのは当然のことだろうと思いますので、そうしたことも含めまして、基地局が設置された中で、それから各家庭の受信機の設備状況、構成状況の中でどういうふうになれば一番スマートとい

いますか、賢い消費者、生活者になれるのかということも、の反対の中で町としてはそういう事業所さんとも相談をしていただいて、ベストなセッティングをして、例えばあと1万円出せばインターネットも接続できて、字幕も見れてというテレビが買えたらいいなと、では、極端な話、1食でもがまんして、そういうお話があればそのときにそっちにしたのよという方もいらっしゃるでしょう。もしくは、もう本当にぎりぎり、先ほどおっしゃいました5,000円以下のチューナーで最低限でも見ればいいという方もいらっしゃると思うんですね。それから、中継の設備の今、同軸というんですか、そういうケーブル、中継器の分配、こうしたものなんかも当然整備の対象になってくるかと思うんです。そうしたのも既存のもので大丈夫な状況もあるかもわかりません。全部、対応できるかもわかりません。でも、全くそういうものがなくて、テレビの上にちょこっとアンテナをつければ見える家庭も多いかと思うんですね。そうしたことも含めて丁寧な対応を、これは事業者向けですから、産業課のほうも含めて対応をとっていただくようお願いしたいと思います。これは答弁は要らないです。

町としても、QアンドAですね、これはそういうホームページのほうにはNHKだとか総務省とかたくさん、それから各電気メーカーが当然あるわけですがけれども、町としてもせっかく今般の補正にものっておりますけれども、ホームページの改修ということで提案があるようでございますけれども、その中でこの地デジについても鋭意、今私がお話したようなもう既に具体的な幾つか問題、解決すべき問題、QアンドAがあるかと思しますので、そうしたものをわかりやすく掲示していただくということも大事だと思いますけれども、これついてひとつお願いします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 広報の4月号にもいすみ中継局の設置に伴う今後の対応についてはお知らせしておりますが、ご指摘のように、今後もNHK等と協議して、御宿と同じように難視聴による共聴組合がある自治体の事例を参考にしまして、またホームページ等も使いまして、QアンドA方式でわかりやすい広報に今後努めていきたいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 質問の途中でございますが、10分間の休憩といたします。

（午前10時06分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時18分）

議長（新井 明君） 質問者、質問をお願いします。

5番（石井芳清君） はい、石井です。

次は、光通信について伺います。

光通信におきましても、この間、町当局の努力におかれまして、今年いっぱいには光通信の設備が町内に完備されるというふうに伺っておるわけでありまして。今でもブロードバンド、ADSL等、町で普及しているわけでございますが、今後、光が導入されますと、高速大容量ということで、さらにいわゆる高画質の動画も含めての送受信が可能になるのではないかと。また、先ほどこの前段でお話ししましたテレビにつきましては、光テレビですか、そういうものも当然これらで補完、またそうした新しいメディアを享受できるという状況が出てくるというふうに思います。

ただ、いいばかりではございません。昨今テレビ等でも報道されておりますけれども、このインターネットというのは、ご承知のとおり発信すれば全世界に瞬時に情報が届きます。いい情報も悪い情報もあるというのが実態でございますので、やはりこの光、今後のインターネット通信、こうしたものに対する子供の教育においては、生きる力、これを涵養していただくということが大切になるんだろうなと。それから、消費者につきましても、先ほどお話ししました賢い消費者になっていくというようなことも大事な今後の施策展開の一つではないかというふうに思うわけでありまして。この光通信が入ってくる中で、先般の協議会の中でも町はどういう営業をするんだというような質問も出ておったように思います。やはり町としては行政主導、行政の中で方向を定めていくということが町としての務めではないかと思うわけでありまして。

その上で、今後の課題といたしまして、町防災行政無線の整備ということもこの間、検討されておるわけでありまして。近隣においても、いすみ市で昨年、今年ですか、たしか二回にわたって整備が進められておるといふふうに聞いております。その整備内容について伺いたいというふうに思います。

また、国内においても、例えばコミュニティFMですか、こういうものも使いながら緊急放送、また常時放送、こうしたものもその一つに入れながら整備していくということもあるようでございます。とりあえず、今回、お隣のいすみ市でこの防災無線のデジタル化事業をやっ

ておるようでございます。その内容について、わかりましたらご報告いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） いすみ市での防災行政無線デジタル化事業のご質問でありますけれども、これはいすみ市担当者から聞き取りということでご了解をいただきたいと思います。総額は7億8,054万円ということでありまして、平成20年から23年度の4カ年で固定系と移動系、また個別受信機整備をする計画であるということでありまして。

合併をされました市町村におきましては、メーカーが違うシステム同士での統合運用となる場合が多くて、特に旧市町村での導入時に差がある場合には、制御方式や操作条件で問題が発生するケースが多いということもございます。そういうことで、合併をされました市町村におきましては、今、デジタル化を含めて改修を行っておるということでもございまして、この防災無線のデジタル化につきましては、ちょっと資料が古いんですけども、21年3月時点で千葉県ではまだ19%の整備率ということのようでございます。

5番（石井芳清君） 今回、いすみ市で導入される端末、ご家庭に配付されます受電機というんでしょうか、専門の端末、ちなみに御宿町で今、各家庭に配布していますよね。それは一定補助金があるから安くなっていると思うんですけども、もとの価格、原価というんですか、仕入れ価格をちょっと二つ教えていただけますか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 御宿町は3万9,000円ということでありましてけれども、これがデジタル化になりますと5万円ということで、いすみ市さんの場合には、これはすべて貸与という形ということをお聞きしております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

4万円、現状のいわゆる一方通行ですよ。非常に簡略型のFM受信機というのが正確だろうな、FM型の通信機ですね。通常の方型ではないですけども、そういう受電機だというのが実態だろうなと思います。今回、いすみ市さんで導入されるのも、それを単なるデジタル化しただけで、別にそこに文字が出るとか、画像が出るとかということではないように思います。また、そういう中では、今後、各先進の自治体などを見ますと、完全デジタル化ということで双方型ということの導入の検討も始まっておるようでございます。昨今、非常に技術進歩が早い状況がございまして、最近もテレビなどでよく放送されておりますけれども、このぐらいの端末で指で触っただけで瞬時にいろいろな情報を取得したり、また発信をしたりできると。しかも今までパソコンというと、町もパソコン教室をやっていただいておりますけれども、非

常に長い時間の訓練がないと使えなかったり、ちょっと使わないともう忘れてしまったりというのがあるんですけれども、1時間程度の学習でほとんどのことが可能になるというふうに言われております。

そうしたものの、これも同程度の金額で販売になっているように伺っておりますし、今後、そうした技術革新がここ一、二年の間に早急に進んでくるのではないかと。そうした場合、先ほどおっしゃいました4万から5万円程度の端末、その中で情報を入手したり住民側から情報発信をしたり、いわゆるテレビ電話、こうしたものも同時にできてくると。バッテリーで動きますので、当然災害にも持って出せるというような状況が生まれてくるのではないかと思うんですね。そういうものもやはり今後、選択の一つに入ってくるのではないかなというように思います。今、御宿の防災無線も大分古くなって、傷みも激しくなってきているとは思いますが、やはり今後整備していくには、当然こうした新しい技術で、しかも低コストというものができてくるというふうに思いますので、そうしたものも視野に入れていただきながら、整備をしていただきたいと思うのですが、その今後の考え方、また現状、今どこまで、整備方針がありましたら答弁いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 防災無線のデジタル化につきましては、石井議員のご意見にもございましたように、今、さまざまな技術革新がなされておるという状況でございます。現行で見積りをとって、いすみ市さんと同じようなデジタル化をした場合に幾らぐらいかかるのかということでありまして、おおよそ2億7,300万円というような状況であります。このような状況でありますけれども、まだ機器等についても現行のものが使えますので、今後の動向や近隣の状況、また県内の状況等を踏まえまして検討を進めてまいりたいというふうには考えてございます。よろしく願いいたします。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に進みます。

光通信の中で、先ほども申し上げましたけれども、昔はいろいろな事業所だとかがまちまちにホームページをつくっておりますけれども、自分たちが情報を発信するんだということやっておったわけですが、最近はいわゆるツイッター、例えば先般のアメリカの今の大統領ですね、これもツイッターという技術を使って大統領になったというような報道もされておりますし、政治の世界もそのツイッターというもので今、進んでいるところでございます。

地方自治体とか企業におきましても、こうした技術を活用して広報等を進められているとこ

るも多いようでございます。特徴は、リアルタイムで情報発信をすると。しかも、一人一人がこういう携帯端末も含めまして、そうした情報をどこへでも発信をしていくということが非常に特徴のようでございます。御宿町は、やはり観光という中で非常に流入者が多いわけでございます。今まで商工会とか観光協会を中心にホームページの作成ということでの民間努力もあったんですけども、なかなかそれも思うように数が増えていかないというのが実態だと思います。

今回、光通信を設置しますので、やはり携帯電話は 範囲は狭いんですね、情報の送受信も限りがあるわけでありまして、光へ接続できる端末、こうしたものを行政の、例えば公民館でありますとか区民館でありますとか、そういうところに一つ一つの設置をしていく、または事業所さんですね、そういうところに積極的に設置していただくということが可能であれば、その中で住民の皆さん、またよそから来たお客さんが自由に御宿町の情報を発信していただく。しかも、例えばイベントがあるとすれば、そのイベントの するものもテレビ放送と同じような形で全国に発信していただける状況が生まれてくるのではないかなというふうに思うんです。

ですから、今回の町が300万円で整備すると言いましたけれども、そんなことよりも、そういう施設を、そういう条件を整えてあげれば、住民の皆さんや町内に来られた方が、一人一人がいろいろな情報発信をしていただく。それで、御宿町の情報が多くなれば、それは災害情報もあります、雨予報もあります、それから飲食店や観光の情報もあります、歴史の情報もあります これだってなかなか歴史、先般、私、町としても町史の編さん、これの対応をお願いしたところでございますが、そうしたものも住民の皆さんに個々に形成していただけるということも充分可能になってくるのではないかなというふうに思いますので、これらについての今後の活用について、もう来年4月以降、町としても一定の政策展開をしていく必要もあるうというふうに思いますので、基本的な考え方について伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 情報化時代の中で民間事業者によるインターネットの活用など、さまざまなサービスが提供されておまして、光ブロードバンドの環境整備を行うことで住民の皆さんが利用できる情報サービスの範囲が飛躍的に拡大すると考えております。

具体的には、高速・高画質による双方のデータ通信やテレビ電話の利用などが挙げられますが、さまざまな側面において高速ネットワークの利点を生かした行政サービスの充実、住民の皆さんの利便性の向上、ビジネス、いろいろな可能性があるものと考えております。

来年の町内全域での利用が始まりますが、町としてどのような活用を進めていくかという点につきましては、他団体の事例を参考に御宿町の財政状況や特性を考えた中で協議、検討してまいりたいと考えております。これにつけて、またICTを利用した実験、地域づくりの研修会等にも職員を派遣して、その中で先進事例とその実態について調査をしてまいりたいというふうに考えております。

5番（石井芳清君） 具体的に各担当課、考えがあれば。産業や福祉の面で。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 医療分野の活用ということでございますが、医療の広域連携、高度医療、こういうものに通信機器を利用した医療の迅速化といいますか、総合的には千葉県の地域医療再生プログラムというものが昨年策定されまして、本年度から実際に循環型地域医療連携システム、あるいは地域医療連携パスというような内容でITの活用を図っているところでございます。

また、地域での運用ということになりますと、温度差がございまして、病院間での情報交換においても、病院の規模とか人的な配置に格差がございまして、一律的な対応ということとはなかなかできない状況でございます。

今後は、これらを受け入れるということになりますと、医師会との協議、あるいは情報交換が当然必要になってまいりますので、現在の県のシステムの構築がどのような状況で今後進んでいくか、そういうものを見守りながら私どももこれらに関する運用する側の意見も聞きながら進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、幾つか重複してしまいましたが、光通信は既存のシステム環境と基本的には変わらないものだと考えております。大量の情報が瞬時に送配信できる環境でだれもが場所を問わず、情報通信ネットワークにより高速アクセスできる、総務省が発表しました2004年のユビキタスネットワーク社会の第一歩の環境整備だと考えております。

今後、大量データの送配信が可能となり、中継用無線LANネットワークが各種団体等で協力し、構築できるのであれば、イベントなどの動画情報の同時配信やネットワーク上の仮想シヨップ、また電子マップの送配信や一定のルールでの来訪者が直接情報を受け取り加除可能等多くの可能性を秘めているものと考えています。

また、一方、利便性の向上により想定外の弊害も考えられることから、地域全体での検討が必要だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

まだまだ課題が多いわけでありませけれども、設置をしたわけでございますので、やはりそれが執行部からも回答があったわけでありませ、利便性、本当に豊かに暮らせる町づくりに寄与する、そういう形での整備を求めるものでございませ。

では、次に移りませ。

3番目、校庭や園庭の芝生化の具体化について伺いたしたいと思います。

これは、予算化をされてきたわけでありませし、先般、先進地を視察されるということで、私も無理を言いませして同行させていただいた経緯もございませ。私も見させていただいたわけございませけれども、そちらの施設のお話を伺いませすと、先生が非常に落ち着いたと、それから子供たちも外で遊ぶ時間が増えたと。それから、夏場、やはり土ですと輻射熱等ございませるので、それがなくなり、部屋が大変涼しい環境ができたと。それから、当然ですけれども、ほこりが立たないと。そして、もう一つありましたのは、芝生というのは非常に吸水力が高いということで、大雨が降ってもなかなか側溝に水が行かないというようなお話を伺いませ。

ただ、いい面だけではないということで、問題点といたしませして、やはり夏場の毎日の散水、これはやはり大変な問題になっていると。それから、芝刈りにつきませしても、週1回以上やらないと伸び過ぎてしまうということが起きるといふようなことを言っさせいらっさせいませ。

また、県内でも北の地域、比較的今、整備が進んでおるわけございませけれども、南房総地域は、多分、御宿町がこうした新しい、いわゆる鳥取方式の芝生化という中では、もしやれば、初めての事例になるのではないかなといふふうに思っさせませるので、これが必ず成功されるといふような期待をさせたいと。逆に失敗すると、ああ、やはりだめだったのかといふことで今後、次に進めるのが非常に困難になるといふお話も伺っさせたところございませ。今年予算化されたわけございませ、こうしたものも踏まえながら、町としてどのように進めていくのか、お伺いさせたいと思っさせませ。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 芝生化の検討といふことでございませ、こちらにつきませしては、昨年から時間をかけませして協議させさせていただいたわけございませ。新年度に入りませして、従来から協議をさせさせていただいておりました、千葉県農林総合研究センターの加藤上席研究員と連絡をとっさせして、5月の上旬に柏市内の保育園で数カ所、現地調査を行っさせました。

現地調査の状況につきましては、発案者の石井議員にも同行をいただいたわけですが、けれども、生育するまでの過程で、非常に手間がかかること。芝の育成における留意点、こういったものを伺いますと、改めてその実施にあたっては慎重な計画を立てる必要があるのではないかなということを感じたしまして、現地調査の後に再度、こちらに先生をお呼びいたしまして、私どもの町内の教育施設、児童館施設、保育施設、すべての調査を行いました。

具体性において、結果的に岩和田保育園が日陰の関係とか使用の関係、こういった意味では適地ではないかなというような結論をいただいたわけですが、やはり初めての試みであるということですので、今年度は当初計画でできる範囲で検証することとしました。通常の張り芝とちょっと違いますので、御宿町の適性、こういったものも充分検証しながら今年度は施行というふうに計画を練り直したわけですが。

植栽時期が当初、今月下旬あたりを予定してございますが、こちらも今、育成に入っておりますので、今月末から来月上旬あたりにかけて児童館の一部で当初考えていた場所で試験的に実施してみたいということで現在進めております。

以上でございます。

5番（石井芳清君） わかりました。

大変、子供たちの大事な環境をつくっていくというわけですので、慎重な対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

4番目、口蹄疫対策について伺います。

口蹄疫につきましては、御宿町におきましても、大変全国的に優良な畜産農家が存在するわけでありまして、大変心配の声も伺っております。先般、県段階におきまして、石灰の配布等もあったというふうに伺っておりますが、若干他地域よりも遅いのではないかなというような声も伺ったところでもございます。

また、今、この終息に向けて国また当然地域、自治体も含めていろいろな努力を続けているというふうに伺っておりますが、残念ながらきのうあたりも新たな地域の発生が見られたということで、この口蹄疫の終息というのはまだまだ時間がかかるのかなと。日本というのはやはり、人間も含めて大変過密な国というのが実態でございます。御宿町も非常に小さな面積の中で、今後、中山間地域も含めまして、畜産も含めて、いわゆる観光農業を事業者も含めて目指しているところでもございます。そうした中で、この口蹄疫に対して御宿町としてどういうふうに向き合っていくのか、対策をとっていくのかについて伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 口蹄疫につきましては、4月20日、口蹄疫感染の疑いがある牛が宮崎県で見つかり、口蹄疫ウイルスは感染力が強く、約1カ月間で18万1,753頭、5月19日に決定したワクチン接種を終了した分を含めると27万2,191頭と大きな被害が発生し、一たん終息へ向かったと見られましたが、6月10日には日本最大の畜産基地、都城市で確認され、さらに昨日現在では5市6町へと感染拡大がとまらない状況です。

この戦後最大の家畜被害を生んだ背景につきましては、次のようなことが想定されております。

一点目としては、感染した家畜の殺処分が人的な部分も含めまして追いつかなかったこと。

また、二点目として、殺処分した家畜の埋却する場所の確保が遅れたこと。

三点目としては、畜舎に出入りするものや人等に付着した口蹄疫ウイルスによる家畜の感染などが感染の拡大につながったと伺っております。

千葉県では5月25日、口蹄疫の防疫対策を強化するため牛や豚を飼育する農家約1,600戸に対し、消毒用の消石灰1,600トン配布することを決定し、県内で発生した場合に備え、県内4カ所ある家畜保健衛生所へ消毒液3.8トン、消石灰38トン、また埋却用のブルーシートなどを追加備蓄することが決定されました。

家畜農家へ配布する費用につきましては、おおむね6,400万円ほどで、県が2分の1、県家畜協会が3分の1、また各市町村の防疫協会が6分の1の負担となっております。農家の負担は、今現在のところはございません。

当町におきましては、乳牛が約385頭、肉牛が276頭、計661頭が飼育されているため、消石灰153袋を要望し、100袋分が6月7日に配布され、残り53袋については順次、県から配布される予定でございます。また、この問題につきましては、千葉県の指導のもと、近隣市町村と綿密な情報の連携を図りながら、口蹄疫対策を進めてまいりたいと思っております。

5番（石井芳清君） はい、わかりました。

今、石灰の話なんですけれども、これは事務がおくれたということではなくて、製品そのものが全国規模でやっておりますから、民主党でもその生産が間に合わないというようなお話も伺っておりますが、そういうことで第1次分が100袋ですか、その後、順次というようなご説明になったということによろしいのでしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） やはり全国規模で消石灰については要望がありましたので、

作るほうですか、生産するほうが間に合わなかったと。また、配布する業者等の問題からこういった少し時間の差が出てきたものと考えております。

5番（石井芳清君） はい、了解しました。

畜産農家に関しましては、県の関係課を含めまして、適切な指導をいただいているというふうに思うわけですが、住民がこれらの施設の利用などについても、私は一定の証明は必要ではないかなと。農水省のホームページについては、そうした立ち入りの注意なども含めまして注意が書かれているわけでありませけれども、そうしたものについての町の対応というのはどういうふうになっているのでしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 出入りにつきまして、畜産農家と立ち入りについて充分注意するような喚起の看板、また今回、消石灰等を配布してありますので、その出入りの場所等に消石灰をまくなどして消毒体制を整えていくというところでございます。

5番（石井芳清君） 了解をいたしました。

661頭ということで、大変面積的には非常に多い頭数が飼育されていると。しかも非常に商品レベルというんですか、それも非常に高いレベルのものがあるということで、今後とも町の大変大事な産業でもございますし、産業施策の育成の中での観点からもお願いしたいと思えます。

次に移ります。

国保税について伺います。

新年度の税額について、今般、税条例も今日上程されておるようでございますが、どのように対応をとっていくのか伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 新年度の税制ということでございますが、その前に国保会計の概要につきまして、私どものほうからお話をさせていただきたいと思えます。

最近の景気低迷によりまして、所得の低下が国保会計の運営に大きく影響しているわけですが、平成21年度、昨年度ですが、当初の課税時と比較いたしますと、算定に用います所得につきましては、約1億8,000万円の減額となっているという見込みを立てています。

税以外の歳入におきましても、国・県の支出金が算出係数の見直しなどから、減収につながる不確定な要素が多々ございます。

また、歳出の面からは、昨年突発的に発生いたしましたインフルエンザ、あるいはウイルス

性の疾患の流行によりまして、医療費の緊急的な支出の財源の確保も充分考えながら運営をしていかなければいけないだろうと。ちなみに、くも膜下とか心臓疾患、脳動脈瘤といった大きな疾患等ありますと、医療費ベースで一人、月300万円近くかかると思われます。あるいは動脈瘤関係ですと250万円から450万円ぐらい、疾患が発生した場合には一人あたりかかってくるというような突発的なこともございます。当然こういったものも支出運営の中に考慮せざるを得ないだろうということがございます。

また、医療報酬の見直しや医療技術の向上によりまして高度医療というものがどんどん取り入れられていくことによりまして、やはり昨年度の決算ベースと比較いたしまして、給付費用につきましても、医療給付費用が6,700万円増額となるということで、歳入が下がり、医療費が増額するというような傾向になるということは推測されております。

これまでも医療費の高騰や所得の低下などから、運営資金の不足が予想されることもこれまでも何回かございましたけれども、基金の繰り入れ等によりまして会計を維持してきたわけでございます。

しかしながら、ご承知のように、現在の基金残高というものが2,000万円しかございません。そのうちの1,000万円はすでに今年度に取り崩す予算計上というふうになってございます。このようなことから、安定した国保会計の運営をするというのは、税の予算確保が必要というような結論に至ったわけでございます。

今回の税制改正におきましては、受益者負担の原則は充分考慮しているものの、先ほど申しました突発的な事案等によりまして急激な値上げというものをすることによりまして、被保険者の負担を重くするというだけではなく、逆に滞納などの行為にもつながってまいりますので、近隣の負担率と現状を勘案しつつ、会計の運営状況によっては、法定外の繰入金ということもやはり視野に入れながら運営を進めていかなければいけない状況にあるのかなというように考えてございます。

税改正につきましては、去る6月3日の国保運営協議会で非常に国保会計の厳しい状況をご説明させていただきまして、ご承認をいただいたわけでございます。

概要につきましては以上でございます。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） ただいま保健福祉課長のほうから医療費の今後の予測や基金の状況等について説明がございましたが、平成22年度の国保税につきましては、現行の税率では算定所得の低下等によりまして、当初予算に対しまして約1,900万円の不足となる試算

結果となっております。

この税の収入の落ち込みと今後の医療費の伸びを見込んだ税率改正を行いますと、先ほども説明ございましたが、急激な負担増となりまして、加入者の方々の生活に大きな影響を与えることが危惧されますとともに、滞納などにつながる可能性がございます。そのため、今年度の税制改正につきましては、今後の歳出の伸びは税率改正には反映させないということにして、また近隣市町村の状況を勘案しつつ検討させていただきました。

また、低所得者世帯に対する軽減措置につきましては、できるだけ負担を抑えるため、軽減の率と範囲の拡大をあわせて提案させていただいております。

国保税条例の改正の内容につきましては、議案提出させていただいておりますので、そちらで改めて説明させていただきますが、概略といたしましては、算定税額の上限医療費分を50万円に、後期高齢者支援金分を13万円に、介護保険給付金を10万円とするもの、また医療費分の税を算出するために用います所得割の率を100分の5.5から100分の6.4に、資産割を100分の25から100分の23に、均等割の額を1万8,000円から2万2,000円とする改正案、また後期高齢者支援金等の税額を算出するのに用いる所得割を100分の1.7から100分の2.1に、均等割を5,500円から6,000円に改正する案、それと一定の所得以下の世帯に対し、均等割と平等割を現在、軽減しておりますが、その軽減の率を6割のものを7割に、4割のものを5割とするもの、新たに2割の額を軽減する規定を設ける改正が主なものとなっております。

この軽減の改正によりまして、軽減の合計額は約4,000万円と見込んでおり、現行の税率、軽減での試算に比べてこの軽減額は約1,200万円程度増額になることを見込んでおります。ただし、この部分につきましては、低所得者に対しての軽減が会計そのものに影響を及ぼさないように、県が4分の3負担する基盤安定減税分として、法定内の繰入金によりまして国保会計へ補てんされることになっております。

あと、新年度の税額ということでのご質問ですが、さまざまなパターンがございますので、幾つかのモデルケースということで申しますと、例えば世帯の所得が33万円を超えない1人世帯で資産税がない場合ですが、改正案の均等割、平等割の額と7割軽減を用いますと、減税額は2万2,000円となりまして、現行の均等割、平等割の額6割軽減で計算した2万7,600円に比べ、年間で5,600円安くなる計算になります。この7割軽減の対象となる世帯は、試算では医療分で596世帯となりまして、全体の約32%を見込んでおります。

また、今回の改正案で5割軽減となる世帯ですが、対象となる範囲で所得の低い層ですと税額の減額となりますが、5割軽減を受ける層でも所得が高目の層になりますと、税金が伸びる

場合もあると考えております。例えば夫婦2人家族、固定資産が4万円、所得が50万円とした場合は、改正案で計算した場合、減税額は8万6,500円となり、これまでの税率軽減額を用いたものと比べますと年間で4,200円の減となりますが、子供2人の4人家族、固定資産税4万円で所得が100万円になりますと、年間の税額が16万5,000円となりまして、2,100円の増となると見込んでおります。この5割軽減を受ける世帯は医療分で98世帯を見込んでおりまして、全体の5%となっております。

次に、2割軽減の対象となる世帯ですが、モデルといたしまして、子供2人の4人家族ですと106万5,000円から173万円の所得が世帯の対象となります。この世帯で仮に所得を150万円とし、固定資産税を4万円として改正案で計算した場合、減税額が26万5,200円となりまして、これまでの税率軽減額で計算したものと比較すると、700円の減額となります。この2割軽減を受ける世帯は医療分で223世帯、全体の約12%と見込んでおります。

(「残り時間も少なくなりました」と呼ぶ者あり)

税務住民課長(渡辺晴久君) 申しわけありません。あと、全体で200万円から300万円の所得になりますと、年間で約4万円弱から5万円強の影響があると推計しております。

あと、同様に500万円以上になりますと、大体8万7,000円程度となります。

5番(石井芳清君) ありがとうございました。すみません。

町からの繰出金も考えるということでございますので、また今日の議案のところで引き続き質疑させていただきたいと思っております。

また、広域化につきましては、次に移りたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

議長(新井 明君) 以上で、5番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

報告第1号の上程、説明

議長(新井 明君) 日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) それでは、報告第1号 平成21年度御宿町繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、平成22年第1回定例会にてご承認いただきました繰越明許費と同様であり、契約額や財源を踏まえ、繰越手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

まず、2款総務費でございますが、植栽等景観保全事業につきましては、桜の植栽を行うもので、植栽時期を踏まえ、公募をいたしましたワーキンググループの方々のご協力をいただきながら、11月下旬を目途に植栽終了を予定しております。繰越額は委託費の150万円で、財源につきましては、国庫支出金のきめ細かな臨時交付金を充当しております。

全国瞬時警報システム整備事業につきましては、警報システムの不具合を解消するため、アンテナ整備や防災卓の改修を行うものであり、6月下旬に契約、12月下旬を完了予定としております。繰越額は工事費の357万5,000円であり、財源につきましては、県支出金の防災無線改修負担金を充当しております。

LED防犯灯交換設置事業につきましては、蛍光灯の防犯灯をLED照明に交換するもので、9月下旬を完了としております。繰越額は工事費の1,000万円であり、国庫支出金のきめ細かな臨時交付金を財源充当しております。

地域情報通信基盤整備事業につきましては、町全体を対象に光回線を使った超高速ブロードバンドの環境を整備するものであり、4月27日に本契約を行い、平成23年3月下旬を完了予定としております。繰越額は工事費の1億1,164万円であり、財源につきましては国庫支出金の公共投資臨時交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金並びに地方債の地域情報基盤整備事業債をそれぞれ充当しております。

3款民生費ですが、子ども手当システム整備事業につきましては、22年度より実施されます子ども手当給付に係る電算システムを導入するものであり、5月31日に完了しております。繰越額は委託費用で335万7,900円、財源につきましては全額国庫支出金を充当しております。御宿町では6月4日に県内では一番早く交付を行って開始しております。

御宿保育所安全対策事業は、子供たちの安全確保のため、御宿保育所の裏門や窓枠を改修するもので、6月下旬に入札を行い、8月上旬を完了予定としております。繰越額は工事費の100万円であり、財源につきましては、国庫支出金のきめ細かな臨時交付金を充当しております。

2ページに移りまして、御宿保育所アスベスト除去事業は、7月に入札を行い、平成23年1月上旬を完了予定としております。繰越額は設計委託、工事費合わせて1,300万円でございます。

御宿保育所雨漏り対策事業は、6月下旬に入札を行い、7月下旬を完了予定としており、工事費で200万円を繰り越すものです。御宿保育所アスベスト除去事業、御宿保育所雨漏り対策

事業につきましては、国庫支出金のきめ細かな臨時交付金をそれぞれ財源充当しております。

次に、4款衛生費の感染症予防事業につきましては、新型インフルエンザ蔓延防止のため、予防接種費用を助成するもので、年度末を事業終期としております。繰越額は扶助費で450万円、財源といたしましては一般財源を充当しております。

なお、本事業については、国庫支出金が充当されるものですが、申請の件数によって額が確定するため、現段階では見込むことが困難であり、国・県支出金については一般財源振り替えによって対応いたします。

最終処分場閉鎖事業は、清掃センター内の最終処分場閉鎖に向けて、のり面安定化の工事を行うものであり、2月25日に契約を行い、6月30日を完了予定としております。繰越額は工事費の1,000万円であり、財源につきましては国庫支出金の公共投資臨時交付金を充当しております。

6款商工費ですが、駅前観光案内所整備事業は施設の老朽化に伴い、駅前観光案内所を簡易耐火木造に変えるものであり、4月21日に入札を行い、7月19日を完了予定としております。また、旧案内所の解体まで含めると、7月下旬に事業完了の予定としております。繰越額は設計管理委託工事費を合わせて3,335万7,500円であります。

メキシコ記念公園整備事業は、来訪者の安全に配慮し、公園内の遊歩道を整備するものであり、3月4日に測量業務委託の入札を行い、工事完了を7月末に予定しております。繰越額は測量委託工事費を合わせて778万5,000円であります。

町営プール管理棟改修事業は、町営プール木造管理棟において老朽化、塩害等の影響から塗装修繕を行うものであり、6月8日に入札を行い、7月13日を完了予定としており、設計監理委託工事費を合わせて500万円を繰り越すものであります。

以上、商工費の3事業につきましては、国庫支出金のきめ細かな臨時交付金を財源充当しております。

次に、3ページ、7款土木費、2項道路橋梁費の町道0108号線用地測量事業は、須賀部田前の道路の整備に係る事業用地を測量するものです。21年12月8日に入札、6月30日を終了予定としており、繰越額は委託料の699万9,300円でございます。財源につきましては、国庫支出金の経済対策臨時交付金を充当しております。

町道0101号舗装修繕事業は、浜駐車場周辺等の町道の舗装修繕を行うものであり、着工を9月に予定し、完了予定を12月としております。繰越額は工事費の1,860万円であり、国庫支出金のきめ細かな臨時交付金を財源充当しております。

町道4171号新設事業は、実谷区民館周辺にかかわる道路の新設工事であり、2月24日に入札を行い、6月30日を完了予定としております。繰越額は工事費の460万7,400円であり、財源につきましては、国庫支出金の公共投資臨時交付金を充当しております。

6款下水道費の汚水適正処理構想策定事業は、県域汚水適正処理構想の見直しに伴い、市町村においても汚水処理整備計画を踏まえ構想を作成するものであり、21年4月20日に入札し、本年5月31日に終了しております。繰越額は委託料の147万円であり、財源といたしましては、全額一般財源を充当いたしました。

9款教育費、2項小学校費ですが、御宿小学校フェンス改修工事は、校庭のフェンス、擁壁を改修するものであり、7月上旬に入札を行い、完了を8月下旬に予定しております。繰越額は工事費の900万円であり、国庫支出金のきめ細かな臨時交付金を財源充当しております。

御宿小学校教育振興備品購入事業は、学習指導要領の改訂に伴い、教材用備品を整備するものであり、2月5日に入札、8月下旬に事業が終了するものと予定しております。繰越額は備品購入費の64万1,025円であり、財源につきましては、国庫支出金の理科教育振興費補助金を充当しております。

3項中学校費の御宿中学校教育振興備品購入事業ですが、小学校費と同様、学習指導要領の改訂に伴い、教材用備品を整備するものでありまして、2月5日に入札、8月下旬を事業終了予定としております。繰越額は備品購入費の113万6,625円であり、国庫支出金の理科教育振興費補助金を財源充当しております。

4ページに移りまして、4款社会教育費の事業につきましては、すべてきめ細かな臨時交付金に関連する事業でございます。公民館照明LED化事業につきましては、館内の白熱球をLED照明に交換するもので、6月15日に契約、7月中旬の完了予定としております。繰越額は交付金の115万円でございます。

公民館施設改修工事設計事業は、公民館屋上防水工事及び障害者トイレ設置工事に係る設計を行うもので、6月11日に契約、6月30日に終了予定となっております。繰越額は委託費の15万円でございます。

公民館屋上防水工事は、公民館の機械室屋上、トイレ部屋屋上にかかわる防水工事を行うもので、7月中旬に入札予定、8月下旬に完了予定としており、繰越額は工事費の135万円でございます。

公民館障害者用トイレ設置事業は、公民館の1階に障害者トイレを設置するもので、7月中旬に入札予定、9月下旬に完了予定としており、繰越額は工事費の300万円でございます。

資料館照明LED化事業は、公民館照明LED化事業と同様、資料館館内の白熱球をLED照明にするもので、6月15日に契約、7月中旬を完了予定としており、繰越額は工事費の35万円でございます。

以上、社会教育費の事業につきましては、すべて国庫支出金のきめ細かな臨時交付金をそれぞれ財源充当しております。

10款災害復旧費の準用河川上落合川護岸補修事業でございますが、上布施地先の準用河川上落合川の護岸が決壊したことに伴い復旧工事を行うもので、1月12日に入札を行い、6月下旬を終了予定としております。繰越額は工事費の260万4,000円、財源につきましては、全額一般財源を充当しております。

以上、繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

佐藤教育長より、自己に関する議案であるため、退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

（教育長 佐藤和己君 退席）

議長（新井 明君） 石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命について説明申し上げます。

平成22年6月30日をもって、御宿町教育委員会委員佐藤和己氏が任期満了となりますので、佐藤和己氏の再任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は、別紙のとおりですので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

任期、平成22年7月1日より平成26年6月30日までの4年間ということでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

佐藤教育長に復席を求めます。

（教育長 佐藤和己君 復席）

議長（新井 明君） ここで佐藤教育長より発言を求められています。

これを許可いたします。

佐藤教育長。

教育長（佐藤和己君） ただいまはありがとうございました。

これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） お諮りいたします。

日程第7、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、日程第8、議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） それでは、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明を申し上げます。

平成22年3月23日から、印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入

されたことに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するにあたり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、このたびの規約改正によりまして、共同処理する団体数は36市18町村、39組合、1広域連合の94団体となります。よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第3号 千葉縣市後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきまして、本案につきましても、印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、関係地方公共団体と協議するにあたり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

具体的な改正といたしましては、規約第7条、広域連合の議会の組織について、「56人」を「54人」に改めるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

藤原産業観光課長より議案の説明を求めます。

藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、議案第4号 指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

まず、公の施設の名称ですが、御宿駅前観光案内所。所在地、御宿町須賀195番地。指定管理者となる団体の名称、一般社団法人御宿町観光協会、代表理事、大野吉弘。指定期間、平成22年7月20日から平成25年3月31日まで。

次に、指定するまでの経緯についてご説明いたします。

御宿駅前観光案内所の指定管理の導入につきましては、4月27日の第2回臨時会におきまして、御宿町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定を議決いただき、今回、御宿駅前観光案内所の指定管理の決定について提案させていただくものでございます。

御宿駅前観光案内所につきましては、平成15年6月に地方自治法の一部改正により、公の施設の管理を効果的・効率的な管理運営により、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度が創設されたことから、駅前観光案内所においても本体制を活用し、5月10日から5月31日の間、募集要項の配布並びに町ホームページに掲載した結果、2件の申し込みがありました。これを受け、6月3日に御宿町指定管理者選考委員会を開催し、2団体からの提案のあった各種団体をもとに総合的に審査を行い、指定管理者の候補として一般社団法人御宿町観光協会を選定し、応募のあった2団体へ6月7日、その結果を通知したところです。

以上で説明を終了させていただきます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

簡潔な説明をいただいたところでございまして、細かいところがちょっとよくわからないんですが、まず指定管理者制度を導入したということで公募も行い、2件の申し出があったということでもあります。そして、今回の協定で、その後選考して、具体的には本日の議案に載っております、一般社団法人御宿町観光協会に指名をするということの議案ということであるわけですが、御宿町は、これまで、これがたしか2件目の指定管理者制度の導入事例だと

3件目になりますか。3件あるとすれば3件について、これまでの指定管理者に指名したものと今回の契約内容はそれぞれ別で、それぞれの特徴があるとは思いますが、一般的な管理内容を含めまして、今回のいわゆる協定書の内容について、まず違いがあるのかないのか。ま

た、今回、観光案内所ということで特別にこの協定の内容で配慮した点があるのかないのか、そこについて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 指定管理者の場合、2パターンの指定の方法があると考えています。一点目は、先ほど御宿パークゴルフ場といったように、利用料金をとった中での運営を行った中での施設管理、また、今回の場合におきましては、観光案内という一つの形でございますので、そこで利用料とかいったところがございませんので、全体的な人件費並びに施設の管理運営についての経費等を今回の場合は負担させていただくということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

管理運営を直接委託するということではありますが、今回新たにできました観光協会に対しましても、引き続き町のさまざまな事業、具体的にはイベント等の委託というものがたしかあるというふうに思うわけでありましたが、この観光案内所、詳細を読めばそういう内容が載っているというふうに思うわけでありましたが、この間、委託をしておいたものの今回改めて法人化した中での委託内容の違い、そしてまた今回設置された中で、設置というのは改めて先ほどの繰り越しの中でも説明がありましたが、7月19日完成、そして付帯施設といいたいでしょうか、旧来の設備の撤去を含めまして、7月いっぱいまでには全面的な供用が開始されるというような内容のご説明をいただいたかと思うんです。

そうしますと、新しい施設の中で具体的にどういう、町として新しい委託内容と申しましょるか、事業でそういうものがあるのかないのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、今申し上げました具体的に8月1日からですか、よくわからないんですけども、そこから全面供用かなということで、もう既にプール開き、それから海開きも来月早々に予定されているというふうに伺っております。

それで、特に海水浴客でございますので、服装は非常に、水着の方もいらっしゃると思いますし、またゴム草履でいらっしゃる方、サンダル履きの方も当然いらっしゃるわけでありまして、それと、安全対策は当然行うんだろうなというふうに思いますが、通常、夏の期間になりますと、駅前のいわゆる県道から線路側ですけども、そこが事実上閉鎖されて、人だけがそこを使えるというような形で乗降客の安全管理、利便性も含めて安全管理を行っているのが実態だろうと思うんです。それがもう既に学校も夏休みに入ってくるというふうに思うわけでありまして、そうした中で作業が交錯するのが先ほどの日程だと避けられないというふうに思うわけで

ありますけれども、そうしたものの対策が若干懸念されるわけでありまして、町の指導といたしましては、そうしたものについてどういう対応をとっておられるのか、伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず一点目のご質問ですが、既存の観光協会に委託している事業については、あくまでもイベント等の委託でございます。今回のこの設置管理についての委託につきましては、いわゆる事務所としての位置づけではございませんので、そういったところであくまでも観光案内に対しての経費、また施設の運営経費を考えております。

この中で2ページにも書いてございますが、管理経費につきましては、第7条で事務所として使用することについては、協議の中で減免と、減免規定の中で手続を行っているということでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

また、確かに7月2日から観光案内所としての機能を果たす関係もありまして、また既存の観光案内所につきましては、それ以降、取り壊し等また舗装等が含まれていますので、これらにつきましては、今回委託されております、設計委託監理を行ってまいります業者と充分、観光案内また観光客、また一般住民等の安全を確保しながら指導させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後に、この間も要するに町の顔、駅前、そこを整備していくんだというようなお話も伺ったかというふうに思うわけでありまして、今回の案内所のオープニングに関しましては、何かセレモニーと申しましょうか、そうしたものは行うのでしょうか。それについて最後に確認しておきます。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 今後、この指定管理者になります御宿町観光協会と、また当然JRの駅構内に設置される関係もございますので、JR等と充分協議しながら、可能であればそういうことを考えたいと思っております。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第10、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が平成22年6月30日に施行されるにあたり、国の人事院規則が改正され、町といたしましても国に準じて改正をするものであります。

改正する条例は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものと職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する内容となっております。

主な改正の内容につきましては、育児休業等の取得がしやすいようにするための改正となっております。

一点目に、育児休業の取得の要件として、配偶者が専業主婦などその養育ができる場合、取得することがこれまでできませんでしたが、配偶者の就業のあるなしにかかわらず取得ができるというような改正であります。

二点目に、育児休業の取得は原則1回で、再び取得ができる場合は、配偶者の疾病等によりこの養育に著しい支障が生じる等の特別の事情がある場合となっておりますが、改正によりまして、産後8週間、出生の日から57日以内に最初の育児休業をした職員につきましては、特別の事情がなくても、再び育児休業が取得できるという改正をするものであります。

また、新たに超過勤務の制限、免除が設けられます。3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求をした場合には、災害時などの特別な場合を除き、超過勤務をさせてはならないという規定を新設するものであります。

それでは、新旧対照表により改正の内容をご説明申し上げます。

1ページの職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係であります。第2条及び3ページの第9条におきましては、非常勤職員や臨時に任用される職員、配偶者が育児休業等している職員、配偶者が専業主婦である職員におきましても、育児休業等ができるようになるため改正をさせていただくものであります。

第2条の2は、子の出生の日から57日間、最初の育児休業を取得した職員は、特別な事情がなくても再び育児休業することができるようになるため、加えるものであります。

第3条につきましては、2ページ、第5条の育児休業に承認の取り消し事由についての改正によるものと、第3条第4号は、夫婦が交互に育児休暇をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休暇等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3月以上超過した場合に、再度の育児休業をすることができるようになるため改正を行うものであります。

2ページ、第5条及び4ページ、第13条につきましては、配偶者が専業主婦である職員におきましても、育児休業や育児短時間勤務ができるようになるため、所要の改正を行うものであります。

3ページ、第10条につきましても、第13条が改正されたことによるものと、夫婦が交互に育児短時間勤務をしたかどうかにかかわらず、職員が育児短時間勤務計画書を提出して、最初の育児短時間勤務をした後、3月以上経過した場合に、再度の育児短時間勤務をすることができるようになるため改正を行うものであります。

5ページ、第19条は、非常勤職員や配偶者が育児休業している職員、配偶者が専業主婦である職員でも部分休業ができることとなるため改正を行うものであります。

次に、7ページ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係であります。第8条の2におきまして、早出遅出勤務等の請求ができる職員は、職員の配偶者の就業等の状況等にかかわらず、育児のための早出遅出勤務の請求ができることとなるため改正を行うものであります。

第8条の3は、超過勤務の制限として、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、超過勤務をさせてはならない規定を加えます。ただし、災害その他、避けることのできない事由に基づく臨時の勤務は除くとさせていただくものであります。

附則として、この条例は、平成22年6月30日から施行するものであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

いわゆる今回の条例改正は、働く条件を広げるという立場での改正であるというような趣旨を承ったところでありますが、今、ご説明の中であったかというふうに思うわけでありましたが、一つ具体的な例でお聞かせ願いたいわけでありましたが、間もなく参議院選挙が始まるわけでございます。当然、参議院選挙の選挙事務、特に投開票事務におきましては、非常に早朝から夜間遅くまで職員がこれに従事されるというふうに理解をしております。男女雇用均等法施行以降、女子職員も開票事務に当たられるということで、遅いときには12時近くまで開票事務に当たられるということもあったやに記憶をしておるわけでありましたが、こうした内容について、例えば遅出、早出とか、いわゆるフレックスタイムということであろうというふうに思うわけでありまして、それから、夜間、要するに超過勤務の任務をするしないという問題です。そういうことに対して、例えばその事案についても含めまして、それともう一点、57日以内に育児休暇をとった者については、次の休暇願いについてはできるというふうなうたわれておるわけですが、それ以外、文面に書いていなければだめなんだというふうに理解するわけですが、やはり育児に欠けるような状況、それが例えば自分の両親、そういう世帯であって、病気とか介護とかで自分の子供を見られなくなったと。5時15分にはきちんと仕事を終えて家に帰らなければいけないとか、朝、保育所に送るとかということも含めまして、さっき言いたいいわゆるフレックスも含めて必要になってくるんだらうなというふうに思うわけでありまして、そうしたことも含めて具体的な対応、それと、今の本町のこれに該当する職員がいらっしゃるのかどうかも含めてご説明いただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 先ほども第8条の3関係でご説明申し上げましたけれども、特別な事情があるという、その特別な事情については災害等がこれに含まれておりまして、選挙につきましては、事前に予定表を配って、その段階で不可能であれば申し出ていただくというようなことで対応しております。今回については男性においても同じ条件になっておるわけでありまして、よろしくお願いを申し上げます。

また、介護等の関係についても、同様にその取得が可能になっておりますので、それは事前に、たしか一月前の申請という規定があったかと思っておりますけれども、それに基づきまして取得するという事になっております。

現行の状況でありますけれども、現在の取得状況といたしましては、育児休業取得につま

して2名。昨年の実績でありますけれども、およそ1年間2名ということでございます。それ以外の取得はございません。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

昨年で2名の実績があると。それから、具体的事務については申し出の中で緩和されるというふうなお話がありました。

こうして働く条件を整えていただくのは結構なわけでありましてけれども、一方でやはり、今、職員の皆さん、大体三つから五つ、六つ、七つと所掌事務を持って働いておられるんだらうというふうに理解しております。この間も職員、先般も申し上げさせていただきましたけれども、非常に近隣と比べても少ない職員で仕事をされているという中で、いわゆる有給休暇、年次休暇、それから代休も含めまして本当に消化できるのかと。それがまず消化できない中でこのような制度をつくっていただいて、本当に率直に気軽に、気軽に出していただきたいと思うんですよ、申請していただけるのだから。じゃ、例えば一人の職員が休職した場合、それをだれが対応するのかということの対応のほうは私は非常に大事じゃないかと。これは、できる条例なわけでありまして、それに対するきちんとした保障、仕事の保障、その人がいない場合、大体その課の人が多分その人の職を担うことになるのかなといえますと、先ほど言ったやつがまたさらにプラスされるわけですね。やはりここら辺をきちんと理解していただいて、対応をとっていただきたいと思います。これはちょっと町長に、やはり職員の最高責任者でありますので、そのところについて見解を伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 有給、代休等の取得につきましては、これにつきましてはたび重ねてご指摘をいただいております。イベント等で休日出勤する、その翌日に掲示板等において早目に取得するようというふうな啓蒙をしているところであります。

また、当然、その請求はあっても、その体制がとれなければ取得できないのではないかといいお話であります。そういったことにつきましても、できるだけ臨時職員の対応であるとか、そういったものを充てて、できるだけとりやすいような環境整備に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第11、議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺税務住民課長より議案の説明を求めます。

渡辺税務住民課長。

税務住民課長(渡辺晴久君) それでは、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について説明させていただきます。先ほどの一般質問の際の説明と重複するところもございしますが、よろしく願います。

今年度の国保税につきましては、当初予算に対し、約1,900万円が不足するという試算結果となっております。また、歳出につきましては、当初予算を上回ることが予想されているところでありますが、税率改正におきましては、国保税の当初予算を念頭に置いたものとするともに、低所得者世帯の負担軽減につきましては、額と範囲の拡大を行う改正をお願いするものでございます。

なお、この軽減税額等につきましては、県が4分の3を負担する基盤安定分の法定内の繰入金により補てんされることとなります。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表に沿って説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

1ページの第2条第2項は、医療分の限度額を「47万円」から「50万円」に、第3項は後期高齢者支援金等分の限度税額を「12万円」から「13万円」に、第4項は、介護給付金分の限度税額を「9万円」から「10万円」にそれぞれ改めるものです。

第3条から第5条までにつきましては、医療分を算出する税額を改めるものです。

第3条は、所得割の率を「100分の5.5」から「100分の6.4」に、1枚めくっていただきまして、2ページの第4条は、資産割の率を「100分の25」から「100分の23」に、第5条は、均等割

の額を「1万8,000円」から「2万2,000円」に改めるものです。

第6条及び第7条の2は、後期高齢者支援金等の税額を算出する税率を改めるものです。

第6条は、所得割の率を「100分の1.7」から「100分の2.1」に、第7条の2は、均等割額を「5,500円」から「6,000円」に改めるものです。

第21条からは、軽減額の改正となります。

新旧対照表2ページの下段は、限度額を改めましたので、それに沿いまして改めるものです。

第1号は、総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯についての均等割及び平等割の軽減額を改正するものです。

ページの下から2行は、地方税法の改正に伴い、それぞれ改正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第1号のアは、医療分の均等割の軽減額を「1万800円」から「1万5,400円」に改めるものです。

イは、医療分の平等割についてです。特定世帯以外の世帯は軽減額を「1万3,800円」から「1万6,100円」に、特定世帯は「6,900円」から「8,050円」に改めるものです。

ウは、後期高齢者支援金等に係る均等割の軽減額を「3,300円」から「4,200円」に改めるものです。

エは、後期高齢者支援金等に係る平等割の軽減額を特定世帯以外の世帯は「4,200円」から「4,900円」に、特定世帯については「2,100円」を「2,450円」に改めるものです。

オは、介護給付金に係る均等割の軽減額を「4,800円」から「5,600円」に、カは、介護給付金に係る平等割の軽減額を「4,500円」から「5,250円」に改めるものです。

第2号は、総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に、納税義務者を除く被保険者一人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯の均等割及び平等割の軽減額を改めるものです。

アは、医療分の均等割の軽減額について、「7,200円」を「1万1,000円」に改めるものです。

イは、医療分の平等割について、改正箇所は4ページになりますが、特定世帯以外の世帯の軽減額を「9,200円」から「1万1,500円」に、特定世帯は「4,600円」から「5,750円」に改めるものです。

ウは、後期高齢者支援金等に係る均等割の軽減額を「2,200円」から「3,000円」に改めるものです。

エは、後期高齢者支援金等に係る平等割軽減額を特定世帯以外の世帯は「2,800円」から

「3,500円」に、特定世帯については「1,400円」を「1,750円」に改めるものです。

オは、介護給付金に係る均等割の軽減額を「3,200円」から「4,000円」に、カは、介護給付金に係る平等割の軽減額を「3,000円」から「3,750円」に改めるものです。

第3号につきましては、新たに軽減措置を設けるために加えるものです。総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に、被保険者一人につき35万円を加算した金額を超えない世帯の均等割及び平等割の軽減額となります。

アは、医療分の均等割の軽減額を一人について4,400円とするものです。

イは、医療分の平等割について、特定世帯以外の世帯の軽減額について4,600円、特定世帯については軽減額を2,300円とするものです。

ウは、後期高齢者支援金等に係る均等割の軽減額を一人について1,200円とするものです。

エは、後期高齢者支援金等に係る平等割の軽減額を特定世帯以外の世帯は1,400円に、特定世帯については700円とするものです。

5ページ、オは、介護給付金に係る均等割の軽減額を1,600円に、カは、介護納付金に係る平等割の軽減額を1,500円とするものです。

附則は、施行期日及び適用区分について定めたものでございます。

また、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいております。

資料の1ページは、現行の税率と改正案の税率の比較をした一覧表となっております。

税率の欄につきましては、ただいま説明させていただいた税率について整理したものでございます。

下から5段目の均等割・平等割に係る軽減の割合の段につきましては、これまでの6割軽減・4割軽減の率を採用しておりましたが、7割・5割・2割の軽減率とする改正案とさせていただきます。

その下の世帯あたり、一人あたりの欄につきましては、医療分と支援分だけの方の場合と、それに介護分がある方について分けて記載しております。どちらの額につきましても、それぞれの課税見込みの総額を平成22年4月1日現在の加入世帯、加入者人数の見込みでそれぞれ除したものを合算した単純値でございます。

資料の2ページ以降につきましては、これまでの税率や徴収率の推移、繰越金、基金の保有額、医療費等の状況、推移について説明したものでございます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） ただいまより午後 1 時まで休憩といたします。

（午前 11 時 46 分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 02 分）

議長（新井 明君） 議案第 6 号について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

私がちょっと一般質問の時間配分が悪かったために、答弁者のほうには失礼な対応になりました。

ただいま説明をいただいたわけでありますけれども、私の一般質問であります各所得階層における今回の税額の変更状況、対応状況について、引き続き説明を求めたいと思います。

先ほどは、いわゆる軽減になる世帯の最後のあたりでたしか説明が終わっておったかと思うんですけども、その辺のところから、それから今度の税額変更の中で負担増になる世帯の状況、それからもう一つ、所得階層ごとの、先ほど説明いただきましたけれども、100万円とか200万円とか300万円とかという一定の基準の中での説明をいただいたわけでありますけれども、その基準の世帯の占める割合、何世帯で何%ぐらい占めているのかということなどについて、引き続き説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、先ほどの一般質問の中で軽減の対象になる世帯につきまして説明させていただきましたが、軽減の対象にならない世帯のモデルということで少し挙げさせていただきます。

例えば、一人世帯で70万円の所得で4万円の固定資産税のある方につきましては、年税額が12万5,500円となりまして、昨年度より8,500円増額となります。

また、一般的な子供2人の4人の世帯で固定資産税が4万円として、所得を200万円で試算しますと、年税額は34万8,800円となりまして、3万8,900円の増となります。

200万円から300万円の所得の層で、改正前に比べますと年間4万円弱から5万円強の影響があると試算しております。

同様に、子供2人の4人家族、所得が500万円、所得といっても給与収入でいきますと690万円という形になるんですけれども、所得が500万円の場合で固定資産税が8万円で試算しますと、年税額が65万8,200円となりまして、この500万円を超える世帯では8万5,000円程度の影響が出ると。700万円を超えると限度額を引き上げております5万円の影響があると見込んでおります。

次に、所得別の世帯の構成ですが、100万円以下の世帯は1,016世帯で全体の55.3%、それから100万円から200万円の世帯は414件で22.5%、200万円から300万円の世帯になりますと、199件で10.8%、300万円から500万円の世帯は、149件で8.1%、500万円から700万円の世帯ですと、1.7%で32件、700万円以上の世帯ですと、全体の1.4%になりまして、26件ということでありまして、あくまで現在把握しております所得ベースで国保に加入されている方の調査をした結果はこのようになっております。

以上でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

ただいまご説明受けましたが、一つは、今度の税額変更というのは、あくまでも当初予算相場ですよね。それに基づく変更だということでありましょうか。

それから、大きく税額が6割・4割から7割・5割・2割ということで軽減策、いわゆるこれは階層ごとに非常にきめ細かな税負担をお願いするという趣旨でよろしいのでしょうか。それをちょっと確認したいというところです。

それで、今、お話しいただきました負担が増える分、全体額の上では議案書の後ろのほうの補足資料の中にもございますけれども、全体としては増額になるということであるわけでありましてけれども、今、課長のほうから説明いただいて、大変私自身も改めて驚いたところは、100万円以下の世帯というのが、本町では1,016世帯、55.3%とおっしゃられましたか。それから100万円から200万円ということで22.5%とおっしゃられたと思うんです。200万円以下の世帯が約8割を構成しているというのが国保の実態であるというのが今の説明で改めてびっくりしたところであります。

これは、やはり国が皆保険制度という中でこの国保制度をつくったところもありますし、まさに本町はそうした実態があるというところがあるかと思います。今の中で言えば、これは全体的ないわゆる医療費、それを加入世帯で先ほど言った、今回で言えば簡単に言うと7・5・2という負担割合の中で割り返して税を負担していただくというふうになるんだらうと思います

けれども、先ほどの説明の中でたしか昨年度の、今年の1月から3月期のいわゆる高額医療費が幾つか発生して予算オーバーということで、最終的にたしか国保会計も補正対応があったというふうに理解をしているわけでありませう。

ですから、こうした問題を　　ますと、やはり個々の町でできる範囲というのは非常に限られると言っているのかなというのが実態であるというふうに思うわけでありませう。そうした中で、これは国がもともとこの間、国保に対する国の調整率を勘案して負担率を下げてきたと。それを戻していくことが基本的にはまず解決の道になるのかなというふうに思うわけでありませうが、まず、冒頭、私が質問いたしました今回の税額変更の趣旨などについて、もう一度簡単に説明してください。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 冒頭ご説明いたしましたように、所得のほうでも1億8,000万円ぐらい落ちているわけございまして、それが税額で1,900万円減収という数字で税務住民課長から説明があったとおりございまして、非常に厳しい状態にはなっております。それを補てんするために税額を上げるというふうな方向で現段階に至っているわけございませう。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 軽減を取り入れたということで、今までの6割・4割の軽減を7割・5割・2割といたしましたけれども、こちらのほうは、今回均等割等も大分延ばしておりますので、軽減の額と範囲を拡大していくという形で、低所得者の方に対しての負担増がなるべく少ないように改正案といたしました。また、議員がおっしゃられていましたように、軽減を3段階にすることで、できるだけなだらかな軽減措置を設け、納税者の方の不公平感の是正にもつながるものと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

了解いたしました。

確かにそうなんですけれども、先ほどモデルパターンでご説明ありましたけれども、いわゆる子供ありの4人家族世帯となりますと、負担増につながると。これは、いわゆる働き盛りの世代だというふうに思うわけですね。ですから、低所得者はお金がないわけですから、負担軽減していただくのは当然だろうと思うんですけれども、私たちが今、町としてもこれから流入人口を増やしていくと。若い世代を積極的に受け入れていくんだという中であっては、先進の

自治体の事例でもこういう若い人たちへの対応をとっていくということで効果を上げているところが、例えば医療費の縮減でありますとか、たくさん多いわけでございます。そうした中で、今後、これは町だけではなかなか対応は難しい部分があるというふうに思うんですね。ですから、私が先ほど前段申し上げましたような、国の補助金、これをきちんと前のようにもとに戻してもらおうと、こういうことを町として積極的にやはり国に迫っていく必要があるのかなというふうに思うわけでありまして、これについての対応。

そして、先ほど一般質問でも少し触れましたけれども、再度申し上げますけれども、これは、あくまでも今年度の当初予算の中での税改正ということで、今後もし医療費が増加するようなことがあれば、一般会計からの繰り入れもやぶさかでない。この一般会計の繰り出し金についても、昨今まではペナルティーを科すというようなこともやられておったわけでございます。また、徴収率が低いところについても、同じようにペナルティーを科すというようなこともあったようでございますけれども、これは先ほど私が説明したとおり、もともと国が減じてきた中で市町村、いわゆる住民の負担が増えてきたと。そういう中で経済的な不況もございまして、税金を納めるのが困難になっているというのが実態でありますので、全く私は、あべこべの施策ではないかというふうにも理解するわけでありまして。

そういうことも含めまして、今後の国保の会計についての考え方、それから国・県の対応について、町長から見解をお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） まず、一点目は、国保会計への法定外繰り入れということでは言及されておりますが、前にもご質問いただいております。負担の公平性、そのような観点からこれは最終的な手段、あるいは判断になりますということをお答えさせていただいておりますが、説明にございましたように、景気の影響により所得が1億8,000万円減じているという中で、国保会計の収入が1,900万円、その影響で減少しております。同時に、21年度の決算見込みが医療費の拠出が予定していたより6,700万円も伸びていると。この医療費の伸びぐあいという状況は、恐らく今年度もこのように大きな数字ではないとしても、幾らか減じるとしてもかなりの伸びが予想されるのではないかと考えております。

そういうことで、いずれにいたしましても、法定外繰り入れにつきましては、国保会計を赤字会計に持っていくことはできませんので、その段になりましたら、やはり国保運営協議会にてご協議いただきまして、ご意見を伺いながら進めていきたいと、考えております。

また、この国保財政につきましては、このような厳しい状況は御宿のみならず、全国的な問

題であると思います。先般、町村会の定例会におきまして、千葉県町村会といたしまして、千葉県に強力なリーダーシップをとっていただいて、国民健康保険の広域化について積極的な国への働きかけをお願いするという議決をさせていただきましたので、国・県の動向を見ながら、町といたしましても、その推移を見ながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第12、議案第7号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第7号について説明をさせていただきます。

今回提案する補正予算は、1款総務費。3款後期高齢者支援金等。5款老人保健拠出金の3事業に係る補正でございます。

予算書の事項別明細書5ページ、歳入をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に141万7,000円を追加いたしまして、補正後の額を3,791万3,000円とするものです。歳出で計上しておりますシステム改修におきまして、国庫補助金の財政調整交付金により全額補助される見込みとなっておりますので、財源に追加するものでございます。

続きまして、9款繰越金でございます。9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金に191万9,000円を追加し、補正後の額を9,095万7,000円とするものです。後期高齢者及び老人保健な

どの支援金の決定に伴い、前年度の繰越金を充当し、収支の均衡を図るものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。

1款総務費でございますが、国民健康保険税及び高額医療費などの制度の改正に伴いまして、非自発的失業者、これにつきましては生保のほうで前回、条例改正をいただいておりますが、これに係る所得区分の改正などに伴うシステム改修費用といたしまして141万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、次段でございますが、3款後期高齢者支援金等でございます。支払基金への納付額の決定に伴いまして、不足額の25万8,000円を追加させていただくものでございます。

その下、5款老人保健拠出金でございますが、老人保健医療費の精算によりまして、不足額の166万円を追加するものでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ333万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億8,624万9,000円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

国保会計の補正予算ということですが、6ページで今、ご説明ございましたが、一般管理費システム開発委託ということで、先般のいわゆる減免措置であります非自発的失業者に対する対応システム改修という内容ということでございますが、たしか3分の1減税であるということで、先般、町お知らせ版にもこれが載っておったと理解をしておりますが、具体的にこの間、何名ぐらいの申請があったのか、その辺の対応、受付状況について説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、総数でございますけれども、今現在で9名の方がいらっしゃいます。男性4名、女性5名でございます。年代別に申し上げますと30代女性が2名、40代の女性が1名、50代の男性が2名、女性が2名、60代が2名という内訳でございます。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

やはり今の経済状況を反映した状況かなと、今のご報告を聞いて感じたところでございます。いま一度質問は、今回の3分の1減税でありますけれども、この財源というのは国がすべて見るということによろしいのでしょうか、その辺を再度確認します。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 現在の予定では、財政調整交付金からいただけるというようになっています。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第8号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第8号についてご説明をさせていただきます。

予算書の6ページをご覧くださいと思います。

歳入でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。本年4月から子ども手当の制度が開始されたことによりまして、広域市町村圏事務組合で事務をしております認定審査職員の子どもの手当分、人件費として1名分でございますが、こちらが不足したことに伴いまして、事務組合より負担金の増額の依頼がございました。御宿町の事務負担金分といたしまして8,000円を追加して、

補正後の額を3,005万円とさせていただくものです。繰入金につきましては、一般会計のほうに充当される予定となっております。

次ページの7ページ、歳出でございますけれども、今申し上げました広域市町村圏事務組合の認定審査の職員の子ども手当の不足分に対する負担金の支出です。

以上、歳入歳出それぞれ8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億1,006万9,000円とするものです。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

よって、これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第14、議案第9号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第9号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,960万円を追加し、補正後の予算総額を29億5,960万円と定めるものです。

補正の主な内容でございますが、追加内示を受けました県の緊急雇用創出事業を初め、子ども手当の支給に伴う一部事務組合負担金の追加等について補正するものです。

補正内容といたしましては、雇用対策に係る県の補助金のほか、平成21年度からの純繰越金954万9,000円を充て、収支の均衡を図りました。

なお、出納整理期間を終え、最終的な純繰越金は1億8,000万円程度と見込んでおります。

それでは、補正予算の各費目にわたります詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目農林水産業費国庫補助金で25万2,000円を計上、平成21年6月に農地法が改正されまして、農地転用や賃借の規制等の見直しを伴い、農業委員会が新たに行う農地の利用状況調査について全額補助されるものでございます。

次に、15款県支出金ですが、2項県補助金、1目総務費県補助金の1,952万円は、県の緊急雇用創出事業臨時特別基金事業の内示があったことから追加計上するものであります。

内容といたしましては、町ホームページのリニューアル、固定資産資料の電子ファイル化、磯根保護や栽培漁業の推進、環境整備にかかわる各種台帳の整備、加藤まさを作品の収蔵整備、商店活性化等について100%の補助を受けるものでございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金につきましては、活力あるふるさとづくり基金寄附につきまして、当初、科目設定をしておりましたが、新たに一件県10万円の寄附がございましたので、差額分9万9,000円について追加計上するものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成21年度からの純繰越金で、954万9,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入の18万円は、時事通信社が提供いたしますインターネット行政情報サービスの利用につきまして、県町村会から全額助成を受けるものであります。

以上、歳入予算として合計2,960万円を追加しております。

続きまして、歳出予算についてご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費については、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、県の緊急雇用創出事業にかかわるものであり、町ホームページのリニューアルを行い、情報提供の充実を図るものとして13節委託料で300万円を追加するものであります。

3目財産管理費でございますが、千葉日報社などで構成されます夢まるふぁんど委員会が実施いたします防犯パトロールカー寄贈事業において、このたび採択を受け、車両登録費用として12節役務費で3万8,000円、27節公課費で1万4,000円を追加するものであります。

15節工事請負費の84万円ですが、浜地先の町有地の擁壁が損傷しており、崩落の危険性が高く、隣接する住宅への影響もあることから補修を行うものであります。

4目企画費ですが、日西墨交流400周年を昨年迎えましたが、史実の伝承や今後の交流に向け、より多くの方々にお知らせするため、記念誌「絆」のスペイン語版を1,000部作成するものであり、翻訳や印刷費など8節報償費、11節需用費にそれぞれ所要額を計上するものであります。

14節使用料及び賃借料の18万円は、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、時事通信社が提供いたしますインターネット行財政情報サービス、行財政情報サービスの使用料にかかわるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金の60万円につきましては、御宿台区において区制10周年記念事業を予定しており、御宿町魅力がある地域づくり推進事業補助金交付要綱に基づき、事業費の2分の1を補助するものであります。

10目活力あるふるさとづくり基金積立金でございますが、25節積立金で9万9,000円、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、1件10万円の寄附がございましたので、条例に基づきその全額を積み立てるものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費ですが、法人税の過年度分収入について、更正・修正に伴い還付が生じたことから、23節償還金利子及び割引料で80万円を計上するものであります。

2目賦課徴収費は、委託料で253万3,000円を追加、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、県の緊急雇用創出事業について固定資産課税資料の電子データ化に内示があったことから、追加補正をするものであります。

8ページに移りまして、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費ですが、28節繰出金で8,000円の追加、介護保険特別会計への追加繰り出しをするものであり、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の介護認定審査会で支給する子ども手当の負担金として追加補正するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましても、同様に国吉病院で支給する子ども手当の負担金として、19節負担金、補助及び交付金で51万9,000円を追加するものであります。

3目環境衛生費の83万2,000円の追加は、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、県の緊急雇用創出事業に係るもので、環境整備に関する各種台帳整備を行うものであり、臨時職員賃金や事務費について、それぞれ所要額を追加するものであります。

2項清掃費、3目し尿処理費は、夷隅環境衛生組合で支給する子ども手当分の負担金で、19節負担金、補助及び交付金で9万8,000円を追加するものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございますが、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、農地法の改正により農地転用や賃借の規制等の見直しを行い、農業委員会が新たに行う農地の利用状況調査を行うものであり、調査員賃金として7節賃金で25万2,000円を追加するものであります。

3項水産業費は、1目水産業振興費で274万6,000円の計上、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、県の緊急雇用創出事業にかかわるもので、磯根の保護や栽培漁業の推進を行うものであります。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の403万円の追加は、県の緊急雇用創出事業に係るもので、空き店舗を有効利用して情報提供やサービス提供を行うなど、商店活性化構築を委託するものであります。

3目観光費の13節委託料で779万5,000円の追加、エコツーリズム推進事業委託につきましては、県の緊急雇用創出事業に係るもので、地域資源を活用し、エコバイクによる周遊型観光振興に取り組むものであります。

また、指定管理料につきましては、先ほどご議決いただきました駅前観光案内所の指定管理に係る管理料を追加するものであります。

4目月の沙漠記念館管理運営費でございますが、県の緊急雇用創出事業に係るもので、月の沙漠記念館に収蔵されました加藤まさをの作品の整理やリスト作成を行うもので、臨時職員賃金と事務費について追加補正するものであります。

10ページに移りまして、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、夷隅都市広域市町村圏事務組合におきます消防職員に支給する子ども手当分の負担金で、19節負担金、補助及び交付金で156万3,000円を追加するものであります。

9款教育費、3項中学校費ですが、1目学校管理費で36万6,000円の計上、中学校の空調設備に不具合が生じており、保健室などの空調が使用不能になっているほか、南側校門のインターホンが通話不能になっていることから修繕を行うものであります。

4項社会教育費、4目文化財保護費の33万3,000円ですが、ミヤコタナゴを公民館や月の沙漠記念館で飼育し、天然記念物・文化財保護の啓発のため、飼育等に要する消耗品や水槽等について11節需用費から18節備品購入費まで、それぞれ所要額を追加補正するものであります。

以上、歳出予算総額2,960万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を29億5,960万円とするものであります。

以上で説明を終わります。

なお、今回追加補正いたします緊急雇用創出事業につきましては、7事業ございますが、一覧にまとめ、参考資料として添付いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

一般会計補正予算でございますが、これは7ページ、文書広報費ということで委託料300万円、ホームページ作成委託ということで、これは緊急雇用財源ということで行いたいということで、今説明ありました資料の中に内容は載っておるわけでありまして、具体的にどういうホームページをつくっていくのかと。見やすく、いろいろあるうかと思うんですけれども、近隣の自治体を含めて全国、定住化を含めましてさまざまな施策をホームページに載せております。特に流入人口、いわゆる町外の方が素早く必要な情報を入手できるようにと、また魅力ある地域づくりを極力ホームページに、躍動するような町内の動きをそのまま載せておる、そういう自治体も多々見られるわけです。

だから、言葉としてはわかるんですけれども、今回具体的に補正予算にこれが出てきたわけでありまして、町が具体的に目指す自治体の名前ですか、そういうのがあれば、ひとつ我々としても町民に説明するときに、こうしたような内容にしていくんだよとわかりやすいというふうに思うわけでありまして、今回町が整備する整備方針というんですか、言葉というよりも、そういう具体例を示されたらわかりやすいと思うんですけれども、その辺について説明をいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 現在の町のホームページは、平成9年に開設以来、職員による自主管理を行ってまいりました。バナー広告制度導入に伴いまして、平成18年にトップページについてレイアウトの変更を行っておりますが、そのほか、サブページのレベルにおいては、課題が残った状況と認識しております。この国の経済対策である緊急雇用創出事業が活用できることから、今後は他の団体の事例を参考にしながら、閲覧者が利用しやすいプログラムを第一にホームページの更新を行いたいと考えております。

また、ホームページは常に新しい情報を提供することが求められており、町の各給付制度、補助制度、税情報など住民の皆さんに密接に関係する情報について、わかりやすい体系で掲載するとともに、今後、職員においても容易に更新できるプログラム構成をあわせて検討してま

いりたいと考えております。

このほか、ご指摘もありましたが、定住、移住促進に向けた各情報の充実やメキシコ、スペイン政府観光局とのリンクなど重点分野における検索については、個別のアイコンを設定し、また利用者の観点に立ったプログラムの構築に努めてまいりたいと。コンテンツ等も自治体のポストもあるというふうに聞いておりますので、その辺も充分参考にしながら、構築してまいりたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

言葉としてはいいなと思うんですけども、やはり具体例がはっきり示されませんと、こんなちょっとしたホームページの組み方でも、いわゆるバリアフリーではないのですけれども、そういう意味ではアクセスのしやすさ、それから今、ボタンを押すと文字が大きくなったり、もしくは必要なところがハイライトされたり、または音声に即時そのまま変換されて、音声読み上げがされるというようなことも含めてやられておるようでございます。

また、本町は、文字と写真だけでございますけれども、やはり先ほどから述べたような動画、こういうものも積極的にホームページから直接閲覧できるような、そういうような仕組みをとっておるところもあるようでございます。

今日、この議案の中で提案をいただいております、「絆」のスペイン語バージョンもつくられるというお話がございました。1,000部ということでございますが、こうしたものも例えばPDFという形式で、この間も載せていただいておりますけれども、そうした形式で載せさせていただければ、そのまま張りつければスペイン語で全体的にどこでも、世界のどこからでもその史実「絆」を読むことができるということもかなうわけでございます。

それから、今、今年度の中でDVDもたしか配布予定になっているというふうに伺っています。こうしたものも大変貴重なんですけども、長い時間、長編だと思いますけれども、これも工夫によってはホームページ上からの閲覧ができる可能性もございますので、そうしたことも含めてサービス、せっかくですので、同じお金をかけるのならば、そうしたものも対応できる内容にしていきたいというふうに思います。これは先ほどの言葉が限界でしょうから、具体的にはまた、中で対応していただければと思います。

次に移ります。

同じページの中で防犯パトロールカーの寄贈というようなご説明がありましたが、これは具体的にどのような形状をした車なのでしょうか。普通車でしょうか、軽乗用車でしょうか。

それから、この間、ここ数年来、非常に御宿町というのは車の寄贈が毎回のようでありまして、大変ありがたいわけでありますけれども、もしわかったらその辺の資料をこの間、こういうものが寄贈されたというものがわかれば、ご報告をいただきたいと思います。

それから、同ページの魅力ある地域づくり補助金ということで、これは、御宿の記念事業ということでございますが、これも条例ということで載っておるといふふうに思うんですけれども、余り頻繁に活用しているような状況もないかなと思いますが、この間のこの補助金が設置されて何件利用があったのかということと、その補助金の概要、これを説明いただきたいと思います。

そして、この条例の該当があれば、いつでも少なくとも補助金対応をとるのかと、要するに中途であっても議会提案をして、補助対象になるのかということもこの際ですので、確認をしたいと思います。

それから、その次の活力あるふるさと基金につきましても、今般10万円の寄附をいただいたということではありますが、この間の総件数、総額、それからこうした方々への対応を具体的にどうされておるのかということをお聞かせしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回の夢まるふぁんどにおけます防犯パトロールカーの贈呈ということで、この1年前から継続で数えます、これで3台目になります。防災の広報車といたしましては、レガシーを1台いただきましたし、また小型ポンプ積載軽自動車ということで、これが2台目、それから今回で3台目ということになります。

これにつきましては、先ほどの企画財政課長のほうから説明がございましたように、千葉日報社、それから千葉テレビ放送、ベイFMと千葉県遊戯業協同組合が平成17年4月に設置をして、社会貢献活動を行っており、その一環の事業として行っております。また、県内各地域で行われている防犯活動の一助となることを目的に、この事業を進めていくんだというようなことございまして、今回、御宿町が該当になったということございまして、よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 魅力ある地域づくり事業のことにつきましては、平成9年に条例制定しまして、それ以降6件の申請で現在まで至っています。これについては、目的としまして、まずイベント等の開催により活力ある町づくりを進める事業であること、きれいな環境の創造に資する事業であること、町民の健康づくりに資する事業であること等を条件に決め

られていまして、事業の2分の1が助成されるということでありまして。これについて、町の団体に助成するということになっていまして、これについて申請があった場合、議会の承認を得れば、実施していきたいと考えております。

また、ふるさと基金については、20年度に条例から始まりまして、現在まで35件、金額にいたしまして260万9,000円の基金がございます。これについてどのようなことをふるさと基金で使っているかということで、今までですと交流事業、昨年行いました交流事業への招待、また今回配布しますDVD、これについてお送りするというように考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

防犯パトロールカーにつきましては、やはりこれまでの防犯活動を含めまして、そうしたことをやはり評価されたということによろしいのでしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） そのとおりであります。先ほどの質問でお答えできなかったんですけれども、形式は軽自動車になります。よろしくをお願いします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

8ページであります。環境衛生費の中で臨時職員賃金、これも緊急雇用ということで附属資料のほうを見ますと、小型合併浄化槽台帳の整備やごみ量の軽減化に向けた基礎データの作成、犬の登録台帳の整備を行うということでありまして、この間も何か、直近ではないんですけれども、こうした資料があったというふうに思うんですけれども、これは初めての作業なんですか。それとも、過去何回か少なくともやってあって、時間が経過した中でやるということなんですか。それとも、この間出していただきました、いわゆる公共下水道ですね、その整備に関して必要だということなんですか。この事業について、もう少し詳しい説明をいただきたいと思えます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 浄化槽の関係につきましては、申請がありますと町のほうにも写しが来るわけがございます。それを一覧表にして毎年度ごと台帳として整備をしていくと。そういう中でもう一つの作業がございます、その台帳に基づきまして町内の地図にそれを落とし込んでいくという作業がございます。今回、こういう事業を活用いたしまして、再度、

精査をするというようなことが目的でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 精査をするということなんですけれども、それ自体がよくわからないんですけれども。台帳があって地図があって精査をすると、私、先ほど質問のときに、何を目的にするのかと。例えば前段できちんと私は今の大きな経過がございますよね。そういうものに使うのか使わないのか。それから、一般質問でも出しましたけれども、いわゆる河川との関係強化含めたそういうもの、要するにどこに合併浄化槽があって、そうすると、こういうところはいわゆる家庭からの汚れた水と申しましょか、汚水が流れる可能性がある。集中的にこの辺はこうした対応をすとか、含めたことをやるのかやらないのかよくわからないんですけれども、精査する目的というのは、ただ単に情報を整理しておけばいいというだけなんですか、それとも、次の施策展開のためにやるということなんですか。それを私は知りたいんです。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 今、石井議員が言われたように、例えば公共下水道事業の見直し等については、5年ごとに見直しをするというような形をとっております。そのための利用や、地域ごとの普及率についても活用し、今後の浄化対策につなげていきたいというような目的でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次のページであります、9ページであります、商工費の中で商店活性化構築事業委託、これも緊急雇用、それからその次のエコツーリズム推進事業委託と、これも緊急雇用であります、これも説明が若干ありまして、空き店舗利用、それからエコバイクを利用したエコツーリズムということですが、これは、具体的にもう6月半ばまで来ているわけでございますので、具体的にどういうふうに関後、町の中で展開していくのかということで、今後のこの事業展開について伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、商店活性化構築事業ということですが、これにつきましては、御宿町の商店街の空き店舗を利用したコミュニティの場の醸成という形で、内容としては、まず高齢者に向けての休憩所、あるいは手荷物の預かり、商品の紹介、また体験教室などを検討させていただいております。先ほど一般質問の中でも石井議員からご指摘が

ありましたが、商店を消費者から見た目線の情報、そういったものを活用しながら、御宿町の商店街の中に生かしていきたいと思って、この事業は進めているところでございます。

次に、エコツーリズムの推進事業でございますが、7月20日に御宿駅前観光案内所等が完成しまして、この施設自体が地球温暖化を一つのテーマとして、太陽光発電等も盛り込んでございます。そういったことで、電動アシスト自転車を活用して御宿町の環境に対しての観光のPRということで進めているところでございます。

内容的には、電動アシスト自転車を6台ほどリースで約9カ月借りまして、そこでガイドツアーの育成や、一般の観光客にご利用いただく、そういった形で考えております。

また、中山間のほうでは、そば等の体験等も非常に盛んになってきた関係もございまして、そば打ちの体験教室を年18回行いまして、最終的には本年度の目標としては2月の海の花まつりで発表させていただくということで事業を進めているところでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

確認なんですけど、この商店活性化とエコツーリズムの事業主体というのは、具体的にどこを考えておられるかということ。

もう一つは、今ご説明の中でいわゆるコミュニティスペース、これはいわゆる居場所にもなればということで、産業観光課のほうとしての考え方であろうかと思うんですけども、ちなみに同様な店舗と申しますと、例えば旧大原町の商店街にはたしか千葉銀さんのはす向かいあたりでしたか、そうしたような施設があるやに私は認識しておるわけでありまして、同様な趣旨で、もう少し多分、御宿町はいろいろな要素が入ってくるのかなと先ほどの説明では期待をしておるところでありますけど、せっかくこういうものを設置するわけでありまして、まず、答弁はいただくんですけども、多分、商工会関係の方、そちら関係の委託事業になるのかなと思いますが、所管は産業観光課であろうとしても、やはり施設内容の利用としては福祉関係ですよね。要するに高齢者の居場所にもやはり、エコツーリズム推進事業の一環としても私は有効に利用していただきたいというふうにも思うわけでありまして。今後、そうしたものも小さい町でございますので、連携をとっていただいて、せっかくそうしたものを設置するわけですから、さらに有効に使っていただくということも大事な観点だろうなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、事業主体につきましては、商店活性化構築事業につい

ては商工会、また商店振興会のほうで共同で行っていただけるということで伺っております。

また、エコツーリズムの推進事業については、観光協会へ委託という形で進めているところでございます。やはりこの大きな目的として、高齢化社会に向けてできるだけ、御宿町としてやさしい町づくりの中で休憩施設を持って、そこでお茶とか飲むことができるような、そんな環境の考え方の中でお願いしているところでございます。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 今、議員ご承知のように、町づくり委員会という、私どもは、安心生活検討部会のワーキンググループというのを組織してございます。そちらには福祉関係、あるいは教育関係ということでやってあるわけでございます。今回、2回目の会議を今月に予定しておりますが、その中で各NPOとかボランティアグループ、あるいは民間団体、こういう方たちが高齢者対策、あるいは次世代対策を掘り下げて、調査をしております。そういった中で今ご意見があったようなことも当然上がってくるだろうし、また来ないようであれば、その中で一緒に提案し、包括的に考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後に10ページであります。教育費関係であります。中学校費の中で修繕料ということが載っております。中学校はまだ建ててから間がないわけですが、これは多分新しいほうだと思っております。この修繕の内容について伺いたいと思います。

それから、次の社会教育費の中でミヤコタナゴですか、これを何カ所か閲覧できるような、飼育状況が見れるような状況にするということでございますが、具体的な場所等、それから管理についてどのように行うかについて伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） それでは、まず中学校費の修繕料ということでございますが、こちらについては二点ございます。一点は、校舎のそばにある南側の校門と職員室を結ぶインターホンが設置をされておりますが、こちらが今、故障しております。通話が不能になっているということで、これを改修するための費用が一つでございます。

それから、もう一点は、保健室、職員室等の空調設備に係ります室外圧縮機が故障いたしまして、これらの部屋で空調が使用不能となっている状況でございます。

中学校に関しましては、建設から4年半という年数が経過しておりますが、こちらにつきま

しては、メーカー保証ということではあくまでも1年間ということ聞いております。しかしながら、4年半という期間を考えまして、建築事務所等を通してメーカーも含めて交渉をさせていただきまして、当初が65万円程度の改修費ということでございましたが、この部分については31万5,000円ということで計上させていただいております。

それから、ミヤコタナゴの水槽ですが、こちらにつきましては、町民や町を訪れる方々に対して、天然記念物の保護・啓発、また文化財思想の普及等、それからまた保護増殖の一環といたしまして、公民館と月の沙漠記念館にて飼育展示を行うための水槽等の購入費用ということで計上させていただいております。

管理につきましては、公民館はもともとミヤコタナゴの担当部署でございますので、これまでのような管理をすることで考えております。また、記念館につきましては、日ごろのえさやりですとか、それから水が減ったときの補充等については、記念館のほうにお願いしたいと思っておりますが、水がえ等につきましては、教育課のほうで対応していきたいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

当初よりも半額程度での対応と。それから、保証については、もう既に切れておるということで了解をいたしました。

ミヤコタナゴのほうであります。この間、ここの議会の前のロビー等、すぐそこに1カ所と、それから各小学校、本町は2校ありますので、その2校での飼育管理ということで、都合3カ所だったというふうに思います。これは、いわゆる御宿町役場も基本的には町民の方が利用されると。学校は当然ですけれども、教育関係者、保護者等が主に利用されるということでもあります。公民館、そして今回記念館ということでもありますけれども、記念館はご承知のとおり不特定多数の、主に町外の方がメインに利用される場所だろうなと思うわけがあります。そうしますと、やはりこれは国の天然記念物でありますし、私は、もっと前からこれは一般開放すべきだというのが持論であるわけでありまして、今もって地図で明示できないというのが実態だと思うんです。これまでそういうところで、いわゆる町民の中での開放ということであったわけでありまして、具体的にここまで来ますと、これはもう一般開放も計画に入っているというふうに理解できるわけでありまして、これは、今のミヤコタナゴの基本計画ができてから、あれからもう随分たつかと思うんですが、これは、いつごろ全面公開できるということで考えておられるのでしょうか。たしか昨年度はこの地域において桜の植栽

等も行って来たと思います。この植栽も地域の方々も含めてやられておったので私も理解はしておったんですけれども、これも今、御宿も桜ということで町づくりを今進めておられると。これもやはり住環境、それから観光への環境、景観づくりということであるわけでありますから、やはりそうした中で徐々に全面公開をしていくということになるのではないかなと思うんですけれども、それでは、いつ全面公開されるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 議員ご存知のとおり、ミヤコタナゴにつきましては、天然記念物という位置づけにされております。現状では、例えば捕獲をするような方も時折見受けられると、そういう行為をする方が見受けられるということも私は伺っているわけでございます。そういう面から考えますと、積極的な周知についてはいかがなものかなという考えはしております。専門的な先生方のお話を聞きますと、地域の活性化にミヤコタナゴが少しでも役に立つように、また、そういう活用を通して町が活性化していくということも一つの将来の展望でしょうというお話も伺っております。ただ、現在のところ、理想と現実、そのギャップの中で揺れ動いているのが実際の現状だというふうに私は認識しております。

そういう中で今後の考えということですが、関係団体と先生方等の意見も聞きながら、できればそういう方向に向けて進んでいけたらなというふうには考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 今、前段で申し上げましたけれども、やはり注目の中できちんと揭示をするというわけでありますから、これは当然、今でも例えば町のホームページにもミヤコタナゴがいますよということで一定の情報が載っております。当然場所の特定まではしていないわけです。やはりそういうものが住んでいるということは、今日ずっと一般質問を含めて私、お話をしていますけれども、そういう環境のある町だと。多分、先生方のお話の中でも、生息環境、要するに通常の暮らし、人々が暮らしている自然環境の中で生息できる、多分唯一の場所になるのではないかなというようなお話も当時あったかというように記憶をしております。それも現在では大変厳しいのが実態だろうと思います。

今、課長がおっしゃったとおり、なかなか、そうは言っても完全にオープンにできる条件がないという事も承知しておるわけでありますけれども、やはり、先ほど言った生息状況、毎年悪化しているという事もあるわけでありますから、一定の年次目標をきちんと定めて整理をしていくと。お金がかかるかからないは別として。かかるのかも分かりませんが、

そういう目標を定めて具体的にどう進めていくのかという事をやっていきませんか、先ほど

お話しした基本計画が出来てから随分経っているわけですから。立派な計画である事は承知しておるわけですが、そういった基礎的な調査は終えたわけでありますから、繰り返す事は必要ないと思いますから、おっしゃられたとおりに周辺の合意も含めまして、それから県や国、関係機関との調整も含めまして、やはり御宿町の宝。日本国の宝であると同時に御宿町の宝であるこのミヤコタナゴですね。本当にみんなのもので、清水川を含めて出来れば町内の川にどこにでもいる環境を目指して、御宿町のまちづくりを目標にすることも必要じゃないかなと思います。

最後に町長、今日は環境でいくつか質問しておりますけれども、ミヤコタナゴに関してですね、大変厳しい というのはよくご承知だろうと思いますけれども、今後の基本的な考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ミヤコタナゴにつきましては、議員ご指摘のとおりだと思います。

私といたしましても、これはどこにでもある資源ではございませんので、御宿町の特色を活かせる大きな文化資源であると考えております。これから、一つは観光資源であり、一つは環境教育の大きな資源であり、また、里山を活かした環境保全教育というもの。

観光面、文化面、そして環境面でも御宿町にとって非常に大きなプラスの要素であると、そういう面を見てこれから施策を展開していきたいと考えます。

議長（新井 明君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

只今より10分間の休憩といたします。

（午後 2時06分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

請願第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第15、請願第2号 地上デジタル放送への移行に伴う受信状況調査の実施及び情報提供に関する請願書についてを議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

2番、白鳥時忠君。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 請願第2号 地上デジタル放送への移行に伴う受信状況調査の実施及び情報提供に関する請願書について。

住所、御宿町御宿台222番地111、氏名、御宿台区長、堀川賢治。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願理由。

2011年7月からの地上デジタル放送への移行に伴う受信状況調査については、新たな開発地区である御宿台区は自主共聴施設であるため、NHKの調査対象範囲から外れている状況です。

従来からのNHK共聴施設と同様に、受信調査を実施し、情報化時代の中で日常生活に不可欠なものであるテレビ放送の地上デジタル放送への移行にかかわる十分な情報提供と地域住民の不安解消、そして、すべての人が等しくテレビ放送を受信できる環境整備を要請するため、関係機関あてに意見書の提出をお願いするものです。

詳細の内容は添付資料のとおりです。採択くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（新井 明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長(新井 明君) お諮りいたします。

ただいま提出者、白鳥時忠君、賛成者、石井芳清君、小川 征君、瀧口義雄君から、発議第1号 地上デジタル放送への移行に伴う受信状況調査の実施及び情報提供に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長(新井 明君) 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

議長(新井 明君) 配付されました。

白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

(2番 白鳥時忠君 登壇)

2番(白鳥時忠君) 発議第1号。

平成22年6月17日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、石井芳清、小川 征、瀧口義雄。

地上デジタル放送への移行に伴う受信状況調査の実施及び情報提供に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては、配付いたしました意見書のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第16、請願第5号 一般県道上布施勝浦線の整備促進に関する請願書についてを議題といたします。

請願第5号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、小川 征君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

7番、小川 征君。

（7番 小川 征君 登壇）

7番（小川 征君） 請願第5号 一般県道上布施勝浦線の整備促進に関する請願書について。

住所、御宿町実谷976、実谷区長、吉野善孝。

紹介議員、小川 征。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願理由。

一般県道上布施勝浦線は、いすみ市から御宿町を通過する県道勝浦布施大原線に接続し、御宿町上布施地区から勝浦市新戸地区の国道297号線に通じる勝浦市、いすみ市、御宿町住民の重要な生活関連道路としての役割を担い、平成14年、新前川橋が整備されたことにより、交

通量も増加しております。

しかし、カーブも多く、見通しが悪い区間もあり、車両がすれ違うことが困難なところも多く点在しています。

本線の整備は、地域住民の利便向上はもとより、交通事故防止、安心・安全な生活を送る上でも早急に取り組むべき課題であることから、早期の整備を要請するため、関係機関あてに意見書の提出をお願いするものであります。

内容は、添付資料のとおりです。

採択くださるようよろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第5号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（新井 明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、小川 征君、賛成者、式田孝夫君、伊藤博明君、瀧口義雄君から、発議第2号 一般県道上布施勝浦線の整備促進に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（新井 明君） 配付漏れはないですか。

小川 征君、登壇の上、説明願います。

(7 番 小川 征君 登壇)

7 番 (小川 征君) 発議第 2 号。

平成22年6月17日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、小川 征。

賛成者、御宿町議会議員、式田孝夫、伊藤博明、瀧口義雄。

一般県道上布施勝浦線の整備促進に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては、配付しました意見書案のとおりです。

以上、よろしく願います。

議長 (新井 明君) 発議第 2 号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号を直ちに採決いたします。

発議第 2 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (新井 明君) 全員の挙手です。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣告

議長 (新井 明君) 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

町長 (石田義廣君) 平成22年第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、平成22年度一般会計補正予算を初め10議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

どうぞ、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には充分にご留意されまして、これからもご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼を申し上げます。

これから本格的な観光シーズンとなり、お忙しくなりますが、議員各位におかれましては、健康に充分ご配慮なされますようお願いをいたします。

以上で、平成22年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで、本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 2時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 8月10日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 松 崎 啓 二

署 名 議 員 白 鳥 時 忠